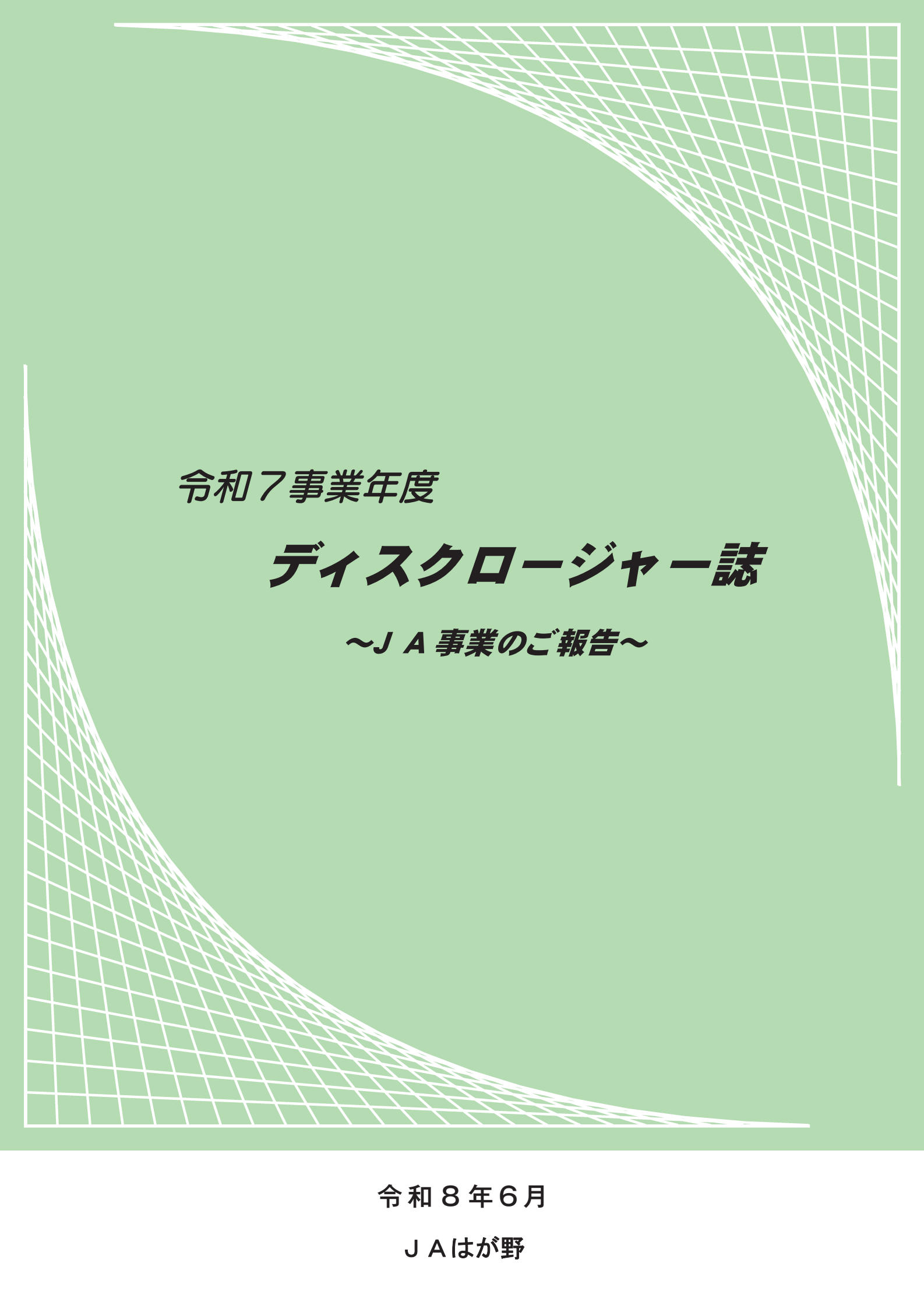




令和7事業年度

ディスクロージャー誌

～J A 事業のご報告～

令和8年6月

J Aはが野

目 次

組合長挨拶	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 令和7年度事業の概況	4
5. 金融商品の勧誘方針	5
6. 利益相反管理方針	5
7. 金融円滑化にかかる基本方針	5
8. 組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針	5
9. 農業振興活動	5
10. 地域貢献情報	6
11. リスク管理の状況	7
12. 自己資本の状況	10
13. 主な事業の内容	10
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	18
2. 損益計算書	19
3. 注記表	21
4. 剰余金処分計算書	33
5. 部門別損益計算書	34
6. 会計監査人の監査	37
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	38
2. 利益総括表	38
3. 資金運用収支の内訳	39
4. 受取・支払利息の増減額	39
III 事業の概況	
1. 信用事業	
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	40
② 定期貯金残高	40
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	40
② 貸出金の金利条件別内訳残高	40
③ 貸出金の担保別内訳残高	41
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	41
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	41
⑥ 貸出金の業種別残高	41
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	42
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	43
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	43
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
⑪ 貸出金償却の額	44
(3) 内国為替取扱実績	44
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	44
② 商品有価証券種類別平均残高	44
③ 有価証券残存期間別残高	45
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	45
② 金銭の信託の時価情報等	45
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	45
(6) 預かり資産の状況	
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	46
② 残高有り投資信託口座	46

IV	経営諸指標	
1.	利益率	46
2.	貯貸率・貯証率	46
V	単体自己資本の充実の状況	
1.	単体自己資本の構成に関する事項	47
2.	単体自己資本の充実度に関する事項	48
3.	信用リスクに関する事項	51
4.	信用リスク削減手法に関する事項	56
5.	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	57
6.	証券化エクスポージャーに関する事項	57
7.	CVAリスクに関する事項	57
8.	マーケット・リスクに関する事項	57
9.	オペレーショナル・リスクに関する事項	57
10.	出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	58
11.	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	59
12.	金利リスクに関する事項	59
VI	連結情報	
1.	グループの概況	
(1)	グループの事業系統図	61
(2)	子会社の状況	61
(3)	令和7年度連結事業概況	61
(4)	最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	61
(5)	連結貸借対照表	62
(6)	連結損益計算書	63
(7)	連結キャッシュ・フロー計算書	65
(8)	連結注記表	66
(9)	連結剰余金計算書	80
(10)	財務諸表（連結財務諸表を含む）の正確性等にかかる確認	81
(11)	農協法に基づく開示債権	82
(12)	連結事業年度の事業別経常収益等	82
2.	連結自己資本の充実の状況	
(1)	連結自己資本の構成に関する事項	83
(2)	連結自己資本の充実度に関する事項	84
(3)	信用リスクに関する事項	86
(4)	信用リスク削減手法に関する事項	90
(5)	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	91
(6)	証券化エクスポージャーに関する事項	91
(7)	CVAリスクに関する事項	91
(8)	マーケット・リスクに関する事項	91
(9)	オペレーショナル・リスクに関する事項	92
(10)	出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	92
(11)	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	92
(12)	金利リスクに関する事項	93
	【役職員の報酬等】	
1.	役員	95
2.	職員等	95
3.	その他	95
	【JAの概要】	
1.	機構図	97
2.	役員構成（役員一覧）	98
3.	会計監査人の名称	99
4.	組合員数	99
5.	組合員組織の状況	99
6.	特定信用事業代理業者の状況	99
7.	店舗等のご案内	99
	(注) 本冊における表中の数値は単位未満切り捨てのため、合計に相違があります。	

組合長挨拶



組合員・地域住民の皆様には、日頃より、J A事業に對しまして特段のご指導・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、この度、当J Aが運営する米施設において、施設担当職員が派遣職員のタイムカードを改ざんしたことによる不正請求、ならびに米の荷受けデータを不当に書き換えるという重大な不正行為が判明いたしました。組合員の皆様に対し責任を負う立場であり、業務を適正かつ公正

に運営すべきところ、このような事態を招いてしまったことは誠に遺憾であるとともに、当J Aの管理・監督不行き届きによるものであると深く反省しております。組合員の皆様をはじめ、関係各位に多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。現在も調査を継続しており、内容が判明次第適切にご報告するとともに、原因の究明と再発防止、ならびに管理体制の強化を図り、信頼の回復に取り組んでまいります。

さて、農業・J Aを取り巻く情勢は、資材価格の高止まりや異常気象等により、依然として厳しい状況が続いております。また、令和6年度に発生したいわゆる「令和の米騒動」の影響もあり、米価は高水準で推移した一方、生産増加に伴う在庫の積み上げ、今後の需給動向は不透明な状況となっております。当J Aといたしましては、関係機関と連携を図りながら、米をはじめとする農産物の安定的な生産と販売に取り組んでまいります。

このような状況の中、当J Aでは「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力3か年計画」に基づき、持続可能な農業の実現と地域農業の発展に向けた取り組みを進めております。本年度はその2年目にあたり、営農支援の充実や担い手支援の強化等、地域農業を支える取り組みを一層進めてまいります。

また、金利情勢の影響により、有価証券の評価損が拡大する局面が生じておりますが、自己資本の水準等を踏まえ、当J Aの経営基盤は引き続き健全な水準を維持しております。こうした中、事業利益85百万円、当期剰余金1億52百万円を確保することができました。これもひとえに組合員・地域の皆様方のご支援、ご協力の賜物と御礼申し上げます。なお、金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率については21.20%と引き続き安心してご利用いただける水準となっております。

当J Aでは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、主な事業の内容や組織概要、経営の内容等について、利用者の皆様のためにわかりやすくまとめディスクロージャー誌として本冊を作成いたしました。

皆様が、当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後ともより一層の協力とご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月
はが野農業協同組合

代表理事組合長 渡辺 栄

1. 経営理念

- 一、農業を振興し、大地の恵みを未来へ継承します
- 一、組合員とともに、営農と生活の向上をめざします
- 一、人とひととの和を深め、豊かなくらしを築きます
- 一、文化・福祉活動を展開し、地域社会に貢献します
- 一、経営の革新をはかり、健全な事業をすすめます

2. 経営方針

農業・農協を取り巻く情勢は、世界的な物価高騰による生産資材価格の高止まりや常態化する異常気象等により、農業経営基盤の維持が困難な状況となっており、こうした外部環境の変化に柔軟かつ的確に対応していく必要がある。

また、組合員の高齢化や世代交代などが進むことで、今後、基幹的農業従事者や正組合員総数が減少し、事業量の縮小や組織基盤・経営基盤の弱体化、事業利益減少が懸念されるなど、JAを取り巻く環境は厳しさが増している。JA組織内についても、職員の確保・育成を含めた、組織基盤の強化は喫緊の課題となっている。

こうした情勢を踏まえ、総合事業を営む農業協同組合として、組合員・地域のために継続して機能を発揮していくためには、持続可能な経営基盤の確立・強化の取り組みが極めて重要となっており、経済事業を中心とした収支改善に引き続き取り組むこととする。

令和8年度も、社会・農業情勢の変化や世代交代等によって多様化する、組合員ニーズに応えられる総合事業を展開し、組合員・地域住民からの期待に応えるため、下記の3つの基本方針に基づき計画を策定し、実践していくこととする。

記

基本方針

- I. 食料安全保障の確保及び安定的に供給できる持続可能な農業の実現に向け「農業者の所得増大」に取り組み、「農業生産の拡大」に寄与する。
- II. 総合事業を通じ協同の力で、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献する。
- III. 「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として役割を発揮するため、健全な経営・財務基盤の強化に努める。

3. 経営管理体制

◇経営等の執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。業務執行にあたっては法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針に基づき、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

内部統制システム基本方針

はが野農業協同組合（以下「組合」という。）は、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

コンプライアンスに関する体制

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあるあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。

- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

<運用状況について>

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。しかしながら、当年度において「タイムカード改ざんによる不正請求及び米荷受データ改ざん」の不祥事件が発生したため、現在詳細について調査中である。原因を追求し再発防止策を策定・実践することとしている。

業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施している。自主（自店）検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

情報管理に関する体制

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

<運用状況について>

情報セキュリティ基本規程および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。また、サイバーセキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページWebサイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築およびFire Wallの脆弱性管理を行っている。

リスク管理に関する体制

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

<運用状況について>

リスク管理方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

業務の効率性に関する体制

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

<運用状況について>

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

監事監査の実効性確保に関する体制

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
- ④ 当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会と連携する。

<運用状況について>

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。（項目④を定める場合）県中央会と適宜連携した取組みについて監事に共有している（内部統制システムに関する重大なリスクの把握と改善、内部監査の品質向上、内部監査も活用した改善状況のフォロー）。

業務の適正性確保に関する体制

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事

項の遵守、その他運用事項を監督する。

＜運用状況について＞

子会社等において自主（自店）検査等により各部署の内部統制の構築・運用をはかるとともに、子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

財務管理に関する体制

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

＜運用状況について＞

経理規程・要領を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

会員の行動規範

制定：令和元年7月4日

改正：令和4年3月8日

全国農業協同組合中央会

1 趣旨

「JAの基本的な取り組み・行動の方向」に基づき、組合員の営農・生活を支える持続可能な経営基盤を確立・強化するため、会員自らがめざす姿ならびに経営点検および改善活動を実践するにあたって遵守する事項の共通の自主的な経営管理に関する指針として「会員の行動規範」を定める。

2 会員の行動規範

「会員の行動規範」は次のとおり定める。

(1) めざす姿

- ① 組合員等との徹底した対話を通じて、その意思反映と運営参画を図るとともに、社会の変化を捉え、JA経営の持続可能性と成長性を確保するための経営戦略を策定する。
- ② 経営戦略の達成度を測る指標に基づく自己評価・分析を行い、戦略の見直し・実践を継続的に行うための内部統制を構築する。

(2) 遵守する事項

- ① 法令等違反を発生させないコンプライアンス態勢を構築していること
- ② 内部管理態勢（内部統制・内部監査体制の確立ならびに実践）を構築していること
- ③ 経営課題の早期発見と不断かつ迅速な経営改革を通じて、組合員の営農・生活継続を支える持続可能な経営基盤を確立していること（会計監査人の監査報告書が適正意見であること（もしくは同等の内容が確保されていること）を含む）

(3) 中央会・連合会等

JAの不断の自己改革への取り組みや持続可能な経営のため、本会と連携して、支援する。

3 改廃

この規程の改廃は、本会理事会で決定する。

附則 この規程は、令和元年9月30日より施行する。

附則 この規程は、令和4年3月8日より施行する。

4. 令和7年度事業の概況

令和7年5月の通常総代会で承認をいただいた3か年計画及び事業計画に基づき、「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力3か年計画」の初年度として、組合員・地域社会への貢献に向け、『食料・農業戦略』『くらし・地域活性化戦略』『組織基盤強化戦略』『経営基盤強化戦略』『広報戦略』の5つの戦略に基づき取り組みを進めてまいりました。

また、内部統制システム基本方針に基づき、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくために、適切な内部統制の構築・運用に努めました。

さらに、組合員ニーズに基づく組織・事業運営を目的に、担い手訪問や日常的な事業利用・活動参加等の機会を利用し組合員との対話活動を進めています。

この結果、収支面では事業利益は85百万円（対前年比70%）、経常利益は2億2百万円（同79%）、当期剰余金は1億52百万円を計上することができました。

自己資本比率（剰余金処分後）は、自己資本の増強（内部留保の充実）に取り組み、農林水産省令の基準を大きく上回る21.20%となり、経営の健全性を確保しています。

なお、主な事業活動と成果については、以下のとおりです。

①信用事業

資産形成や運用のニーズに対し、投資信託を含めて最適な金融商品・サービスの提供に努めました。また、貯金残高は、新規資金の獲得や米価高騰等により、対前年比で 15 億円増加し 1,933 億円となりました。

貸出金については、住宅ローンや農業資金の獲得が大きく伸長し、対前年比で 39 億円増加し 443 億円となりました。

②共済事業

3Q（※）活動を軸とし、全契約者・組合員への保障の請求漏れやご家族におかわりがいないか、確認・点検に取り組んでまいりました。長期共済保有件数は、組合員の減少に伴い、対前年比で 476 件減少し、81,382 件となりました。

※3Q＝3つのクエスチョン

「最近、ご家族の皆様にはおかわりはありませんか？」

「最近、ご自身やご家族の保障について気になったことはありませんか？」

「現在ご加入の保障内容で、ご不明・ご心配なことはありませんか？」

③購買事業

<生産資材>

生産資材については、肥料・施設資材の供給増により、対前年比で 5 億 14 百万円増加し、47 億 23 百万円となりました。

<生活物資>

生活物資については、推進活動を縮小したこと及び取扱い減少により、供給高が対前年比で 60 百万円減少し、10 億 83 百万円となりました。

④販売事業

<耕種>

令和 7 年産米から公表された作況単収指数は栃木県全体で 100 でしたが、全国では 102 でした。取扱高については、主食用米の価格の上昇から対前年比で 6 億 18 百万円増加し、61 億 70 百万円になりました。また、麦の取扱高については、対前年比で 49 百万円増加し、2 億 63 百万円になりました。

<園芸>

青果物全般に品薄感から単価は安定していましたが、猛暑や長期的な寒気の影響等から散漫な生育推移となり、年間を通して数量は微減傾向で推移したことから、対前年比で 87 百万円減少し、122 億 51 百万円となりました。花卉は前年が高値だったことから、対前年比で 65 百万円減少し、3 億 36 百万円となりました。直売所は出荷点数・来客数の減少から、対前年比 24 百万円減少し、7 億 17 百万円となりました。

<畜産>

畜産は、畜種全般で価格が高値で推移したため、対前年比で 18 百万円増加し、2 億 97 百万円になりました。

⑤担い手等組合員訪問活動

自己改革の柱として、担い手等組合員との徹底した話し合いを進めました。組合への理解をお願いするとともに、組合員の生の声を組合運営に反映すべく、151 戸の訪問を行いました。

5. 金融商品の勧誘方針

6. 利益相反管理方針

7. 金融円滑化にかかる基本方針

8. 組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

上記 5～8 については、はが野ホームページ (<https://www.ja-hagano.or.jp>) の「方針・公示事項」に掲載していますので、そちらをご覧ください。

9. 農業振興活動

J A はが野では、持続的に所得増大・生産拡大・地域活性化について様々な取り組みを実施しています。現在取り組んでいる、J A 自己改革「農業者の所得増大・農業生産の拡大」「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」「経営・財務基盤の強化」について皆様に知っていただきたく、その取り組みの一部をご紹介します。

（1）農業者の所得増大

令和 6 年 3 月から、J A 全農とちぎにおける青果物広域集出荷センターが稼働しました。栃木県内の 5 J A（はが野、うつのみや、かみつが、しおのや、おやま）が共同利用し、J A を超えた「広域集出荷施設」を利用することで、「販売力強化」「生産者の出荷労力軽減」「効率的な施設整備」「J A 営農指導体制強化」「物流合理化」の 5 つの目標実現を目指します。

（2）経営・財務基盤の強化

営農・経済事業の成長・効率化プログラムに取り組み、農林中央金庫や各連合会を交え収支改善や事業効率化に努めました。

(3) LINEによる情報発信開始

通信アプリのLINEを活用した情報発信をしました。大型連休時の営業時間や抽選によるはが野の農産物のプレゼントを実施し、はが野の魅力をPRしています。また、営農施設の臨時稼働情報等をリアルタイムで配信することで、生産者へ連絡をスピーディーにし、利便性アップを目指しています。

10. 地域貢献情報

(1) 地域貢献に対する考え方

当JAは、真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町の郡内5市町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織です。当JAでは、「愛・生命そして未来へ」をビジョンとして掲げ、運営・経営にあたっています。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆様等からお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としています。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や地方公共団体等にもご利用いただいています。

また、JAの総合事業を通じて地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

当JAでは、事業継続計画（BCP）における基本方針（大規模災害に対する対応方針）を策定し、災害時においても事業継続を行うことに最大限努めています。

(2) 地域からの資金調達の状況

貯金・積金平均残高

組合員等	153,737 百万円	（うち地方公共団体等	2,603 百万円）
その他	37,173 百万円		
合 計	190,911 百万円		

※ 上記「組合員等」には、地方公共団体等からの貯金・積金が含まれています。

(3) 地域への資金供給の状況

①貸出金平均残高

組合員等	32,352 百万円		
その他	10,476 百万円	（うち地方公共団体等	7,337 百万円）
合 計	42,828 百万円		

※ 上記「その他」には、地方公共団体等への貸出金が含まれています。

②融資取扱状況

融資取扱状況（平均残高）

住宅ローン	26,864 百万円
教育ローン	101 百万円
自動車ローン	1,364 百万円
営農ローン	283 百万円
農業資金	2,233 百万円
農業近代化資金	558 百万円
日本政策金融公庫資金	- 百万円
畜産特別資金	- 百万円
災害条例資金	- 百万円
その他制度資金	7 百万円
その他	11,415 百万円
合 計	42,828 百万円

※ 上記のうち、「農業近代化資金、日本政策金融公庫資金、畜産特別資金、災害条例資金」は、制度融資といい、農業生産の振興や農業後継者の育成等を目的に、国等が一定の制度に基づいて行う金融のことを言います。

制度融資には、大別して、国・県の財政資金による融資と、JA資金を原資として融資を行い、国、地方公共団体が利子補給を行う制度があります。

前者の代表的なものは日本政策金融公庫資金（農業改良資金、就農支援資金含む）であり、後者の代表的なものは農業近代化資金、畜産特別資金となっています。

(4) 文化的・社会的貢献に関する事項

①次世代を担う児童・生徒たちに農業への興味を深めてもらう取り組み

学校給食への地元農産物の提供、食農教育の実施、図画・作文コンクールの開催、小学生に対するランチョンマットや社会科学習資材の提供、各市町の教育委員会を通じ管内の小学校28校へ家の光協会発行の教育誌「ちゃぐりん」の配布をしました。

②見守り活動の実施

はが野管内の各行政と締結した地域連携協定に基づき、安心して暮らせる地域づくりを目指すための実践として、令和元年10月より見守り活動を開始しました。ふれあい活動や業務の中で、はが野管内の高齢者世帯・高齢者ひとり暮らし世帯の組合員宅へ訪問した際の声掛けを行いました。また、管内において自然災害による重大な路面破損や危険箇所を発見した場合は行政へ連絡します。

③男前クラブの開講

農業体験を通じ、農業や国産農畜産物への理解や、JAとの関係強化を目的に、「男前クラブ」を開講しています。

令和7年度は15名の方が参加し、昨年より栽培面積を増やしてさつまいもとかぼちゃを栽培しました。収穫した野菜は、メンバーから集めた食料や生活用品とともに管内4市町の社会福祉協議会へ提供したほか、JAまつりで販売しました。

11. リスク管理の状況

◇リスク管理態勢

令和7年度は、マイナス金利の終了に伴う国債をはじめとした金利上昇や、食料品・燃料をはじめとした物価の上昇及び賃金の上昇等、幅広い分野でインフレがみられた一方で、円安や人手不足、海外景気の減速・停滞による逆風がみられる等、今後の経済は極めて不確実性が高い環境にあります。

当JAは、このようなリスクを十分認識し、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理態勢の充実・強化に努めます。

このために、新たにリスク管理基本方針、リスク管理規程を制定するとともに、諸規程、要領等を整備して、リスク管理の一環として位置付けるとともに、信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等各種リスクに対応した管理方針を整備し、役職員に徹底することにより、リスクの種類に応じた管理を徹底します。

なお、共済事業については、全国共済農業協同組合連合会が定めた「JA共済コンプライアンス・リスク管理方針」に従い、管理運営します。

(1) 信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金、購買未収金等の元本や利息の回収が困難となり、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、一定金額以上の貸出先に対する貸出等に係る審査は、本店の審査部門が担当し、貸出資産の健全性の維持・向上に努めます。審査にあたっては、特定の業種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保価値のみにとらわれることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、信用リスクの管理を徹底します。なお、大口信用供与については、理事会に附議するとともに、その信用供与先の経営状況等について定期的に理事会に報告します。

また、信用リスクを管理するために資産査定（自己査定）を実施して、信用リスクの程度に応じた適正な償却・引当を行います。

さらに、市場関連取引にかかる信用リスクについては、取得に際しての格付け基準を設定するとともに、発行体毎に与信状況を定期的に管理します。

なお、融資、資金運用部門の担当者については、通信教育等の研修カリキュラムを実施する等与信管理能力の向上に取り組みます。

(2) 市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産（貸出金・有価証券等）・負債（貯金等）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券等の価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替相場に伴う「為替リスク」並びにこれに関するリスクのことです。

当JAでは、余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関として、ALM委員会を設置・運営し、理事会で定めた運用方針に基づき、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運用方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を確認・協議します。これらの運用状況やリスク管理の状況等については、定期的に理事会に報告します。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、JAの財務内容の悪化や信用の失墜により、必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来ないことや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、ALM委員会においてJA全体の資金繰りリスクを統合管理します。

また、こうしたリスクに対応するため、常に資金バランスに留意し、適正な支払準備資産を確保します。

(4) 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、すべての業務に常に事務リスクが存在することを認識し、規程・要領等の整備や研修・指導の充実に努めます。さらに、不正・不祥事件に対しては、迅速かつ適切な対応をします。また、事務ミス等の組織的な把握、管理、再発防止策の取り組み徹底等、日常の事務リスクに対応するとともに、監査室を設置し、内部監査の充実・強化により、規程等の遵守状況をチェックし、事故の未然防止のための管理態勢を厳しく監査します。

(5) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止または誤作動等、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより、J Aが損失を被るリスクのことです。

当J Aでは、系統グループである中央会・農林中金・全農・全共連等と連携の上、コンピュータ・システムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めます。

また、コンピュータの不正利用防止についても、日常のチェックシステムや各種監査によるチェック体制を整備して事故防止に努めます。

さらに、顧客情報の保護等セキュリティ管理や防犯・防災等に細心の注意を払い、システムの安全性・信頼性の確保を図ります。

(6) 法務リスク

法務リスクとは、J A経営、取引等に係る法令・定款、規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、当J Aの信用の失墜を招き、J Aが損失を被るリスクです。

J A事業は信用・共済・経済等の幅広い活動を通じて、地域社会の発展と組合員のより豊かな生活設計へのお手伝いをさせていただくという、社会的使命と責任を担っています。これらの責任に加えて、J Aの一挙手一投足が地域経済全体に大きな影響を及ぼすことになります。

当J Aでは、経営理念・行動規範・コンプライアンス・マニュアル等に則り、リスクを適切に把握・管理し、コンプライアンス態勢の構築を図ります。

(7) 評判リスク

評判リスクとは、資産の健全性や収益力、自己資本、規模、成長性、利便性等J Aの評判を形成する内容が劣化し、J Aへの安心度、親密度が損なわれることにより、J Aの評判が低下するリスクのことです。

当J Aに対する評判を適切に把握し、積極的にJ Aの経営内容を情報開示することにより、組合員・利用者から信頼される経営を目指します。

(8) その他リスク

その他リスクとは、上記リスク以外の法令等の制定・改廃、新商品の発売、新規業務の開始等に伴い被る様々なリスクのことです。

当J Aでは、各々のリスク管理部署が経営方針に則り、適切にリスクを把握・管理することにより、的確なリスク管理態勢の構築を進めます。

◇法令遵守態勢

金融機関の業務内容、直面するリスクの多様化、複雑化という情勢を踏まえ、徹底した自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことにより、金融機関としての社会的責任を果たしていくことがより一層求められていると認識しています。

そのため、当J Aの役職員の行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員一人一人がその趣旨を踏まえて日常の業務運営に取り組んでいます。

さらに、コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事専務を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

また、J Aグループ内におけるコンプライアンス態勢の一環として、J A栃木ヘルプライン（J Aグループ内部通報制度）を構築しています。さらに、全国J Aヘルプラインも構築されています。J Aの役職員等からの通報により、早期に問題点を発見し、不祥事の未然防止並びに内部けん制機能の強化に努めています。

◇マネー・ローンダリング等の防止及び反社会的勢力等の排除に向けた取り組み

昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。

当J Aは、「マネー・ローンダリング等の防止及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を設定し、組合員加入をはじめ各種取引からの排除に取り組んでいます。

◇プライバシーポリシー

当J Aは、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、組合員等利用者の皆様の個人情報の適正な取扱いを推進していくことが、公共性を有するJ Aとしての重大な社会的責務と考えています。

当J Aは、このような責務を十分果たしていくとともに、安全・安心なサービスを提供し、皆様に信頼されるJ Aであり続けるため、以下の個人情報保護方針に従い、個人情報の保護に積極的に取り組んでいます。

はが野農業協同組合個人情報保護方針

はが野農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施する等して、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営態勢・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（受付電話番号 0285-83-7725（月～金 8時30分～17時））。その他各支店でも受付を行っています。

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）（受付電話番号 03-6837-1359）にお申し出ください。必要により東京三弁護士会の仲裁センターと協議します。

・共済事業

①の窓口または下記にお問い合わせ下さい。

J A 共済相談受付センター
(一社) 日本共済協会共済相談所

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構
(公財) 日弁連交通事故相談センター
(公財) 交通事故紛争処理センター
日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

受付 0120-536-093
受付 03-5368-5757
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
<https://www.jibai-adr.or.jp/>
<https://n-tacc.or.jp/>
<https://www.jestad.or.jp/>
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

◇内部監査体制

内部監査部門については事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務の運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、J A の本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップするとともに、監査結果の概要は定期的に理事会に報告しています。

◇貸出運営の考え方

貸出の運営については、定款及び信用事業規程を遵守し、健全な運営を図ります。特に、専任担当者の配置により、融資審査・管理・回収・債権保全に万全を期し、より一層の信用確立に努めます。

12. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 8 年 2 月末における自己資本比率は、国内業務のみを営む金融機関の基準である 4 % を大きく上回る 21.20% (前年度 20.23%) となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資 3,818 百万円 (前年度 3,883 百万円) が基となっています。なお、全額コア資金に係る基礎項目に算入しています。

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスク (業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスク) の管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより計画的に自己資本の充実に努めています。

13. 主な事業の内容

J A は、さまざまな事業部門をもった総合的な事業体です。事業の利用は組合員ばかりでなく、広く組合員以外の皆様にもご利用いただくことができます。

その主な事業内容についてご案内いたします。

◇信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替等いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を指します。この信用事業は、J A ・農林中金という組織が有機的に結びつき、実質的にひとつの金融機関として機能する J A バンクシステムとして大きな力を発揮しています。

合わせて、皆様からお預かりした大切な貯金を守るため、法律に基づく公的な制度である貯金保険制度に加え、全国の J A が互いに協力しあって安心を支える破綻未然防止システムの二重の仕組み (J A バンク・セーフティネット) を築いています。

また、信用事業債権に占める不良債権の割合は、全国銀行を下回る 0.94% となっています。

①貯金業務

組合員はもちろん、地域にお住まいの方をはじめ幅広い利用者の皆様からの貯金をお預かりしています。当座貯金、普通貯金、定期貯金等の各種商品を、目的や期間、金額に合わせてご利用いただいています。

《主な商品のラインアップ》

当座貯金	お支払いに小切手や手形をご利用いただける貯金です。
普通貯金	お預け入れ・お引き出しが自由にできる貯金です。公共料金等の自動引落としや、給与・年金の自動振込、配当金等の自動受取り等の機能がご利用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。但し、ATM による一日当りの利用限度額は原則として 50 万円 (IC チップを搭載したキャッシュカードであれば 100 万円) となっています。また、ペイオフでも全額保護される決済用貯金も取り扱っています。

総合口座	「ためる、使う、借りる」をひとつにした万能口座です。普通貯金と、定期貯金とが1冊の通帳でご利用できます。必要な時にはお預かりしている定期貯金・定期積金・積立式定期貯金残高の90%以内、最高300万円までを自動的にご融資させていただくことも可能です。
通知貯金	まとまったお金の短期間運用に最適な貯金です。据置期間（7日間）経過後はお引き出しが可能となりますが、その場合は2日以上前にお知らせください。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れ自由で、短期のお預け入れに最適です。金利は、お預け入れ残高に応じて、段階的に有利になります。（金利情勢により、金利が同じになる場合があります。）
スーパー定期貯金	いくらからでもお預け可能な、身近な定期貯金です。お預け入れ時の金利が満期日まで変わらない確定利回りです。期間は1か月～5年以内で、3年以上のものは半年複利で計算される商品をお選びいただけます。
大口定期貯金	最低預入金額が1千万円以上の貯金です。市場金利を反映した有利な利率で運用し、多額の資金をさらに大きく増やす貯金です。1か月～5年以内の期間でプランに合わせてお預け入れできます。
期日指定定期貯金	据置期間（1年）を経過すれば、ご自由に満期日の指定ができるほか、一部支払の取扱いもでき、大変便利な定期貯金です。さらに、お利息を1年複利で計算しますので、長く預けるほど有利です。
変動金利定期貯金	6か月ごとに利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。お預け入れ期間は3年で、お利息を半年複利で計算します。
積立定期貯金	将来に備えてまとまった資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。口座開設時に積立期間や満期日を定めずに積立を行い、必要な時期に必要な金額の解約を行うことができる「エンドレス型」と、満期日を設定し、口座開設時から積立期限日までの間で積立を行い、その満期日以後に一括して支払う「満期型」があります。
定期積金	将来の生活設計のため、ご結婚の準備、事業の拡張等長期計画に備えて資金を蓄えるのに最適です。1回の掛金が千円以上、期間は6か月～7年以下となっていますので、プランに沿って無理なく目標達成ができます。

その他にも、納税準備貯金を取り扱っています。

②融資業務

組合員や地域住民の皆様への住宅ローンやマイカーローン等、各種ローン商品を提供しているほか、農業者・事業者の皆様に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業等へもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しています。

さらに、㈱日本政策金融公庫等の融資の申込みのお取次ぎもしています。

《主な商品のラインアップ》

マイカーローン	新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用等、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
カードローン	あらかじめ決められたお借入れ枠の範囲内なら、いつでも何回でもご利用いただけます。急な出費の際にも安心です。
住宅ローン	マイホームの新築・増改築、新築・中古住宅の購入、土地購入等幅広くご利用いただけます。ほか金融機関等ですでにご利用の住宅ローンの借り換え資金としてもご利用いただけます。
教育ローン	お子様の入学金や授業料はもちろん、アパート代や下宿代等の住居費等、教育に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修のほか、システムキッチン・造園・物置工事等、あらゆるリフォーム関連設備にご利用いただけます。

③為替業務

全国JA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

④国債窓口販売

国債の窓口販売の取扱いをしています。個人向け国債及び新窓販国債は毎月発行されます。（但し、金利水準等により募集中止となる場合もあります。）

⑤投信窓口販売

各種投資信託の募集・販売等を取扱っています。なお、元本及び分配金の保証はありません。また、所定の手数料がかかります。

⑥サービス・その他

当JAでは、次のようなサービスを提供しています。

- ・コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主の皆様の給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービス、デビットカードサー

ビス等のお取扱い。

- ・パソコンや携帯電話からインターネットを利用し、ほぼ年中無休で 24 時間いつでも残高照会や振込・振替等ができる「J A ネットバンク」サービス。
- ・来店不要で、いつでもどこでもスマホ 1 つで簡単。手軽に管理ができる「J A バンクアプリ」と、いつでも手続きができる「J A バンクアプリプラス」の 2 つのアプリ。
- ・J A 窓口に出向くことなく自宅や、外出先からネットバンク経由で、国・地方公共団体等への税金、公共料金等の各種料金の支払いができるマルチペイメントネットワークサービス。
- ・組合員・利用者の皆様に安心、便利で多彩なサービスの一環としてご提供している J A カード（クレジットカード）のお取扱い。

また、I C キャッシュカード機能とクレジット機能が一枚となった便利な一体型カードの取り扱い。

その他、近時、社会問題となっています金融詐欺犯罪対策として、本人確認の徹底、ホームページ等での注意喚起等、各種対策を講じています。

⑦ご利用者対応

「一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所」を設置し、J A の信用事業に関する苦情等の受付をしています。

利用者からの苦情等の申し出があった場合は、これを誠実に受け止め、円滑な解決が図られるよう取り組んでいます（受付電話番号 03-6837-1359）。

また、通帳やカードの盗難・紛失等があったときの事故防止のため、「監視センター」を設置し 24 時間体制で対応しています。利用者が安心して J A の信用サービスを受けられるよう努めています（受付電話番号 0120-082-2065）。

信用事業取扱手数料

貸出

1. 証明書等

取扱手数料項目	手数料
貸出金残高証明書(1通)	330円
融資証明・顧(1通)	11,000円
各種証明書(再発行含む)	330円
貸出金返済計画表(再発行)	330円

2. 固定金利選択手数料

取扱手数料項目	手数料
住宅関連連	5,500円
賃貸住宅関連連	5,500円

3. 事務手数料

取扱手数料項目	手数料
手形貸付金(新規)	3,300円
手形買付金(書替)	2,200円
証書貸付金	3,300円
農業近代化資金	5,500円
住宅資金・住宅ローン・リフォームローン(有担保)	55,000円
住宅資金・住宅ローン・リフォームローン(無担保)	22,000円
住宅ローン(KHLL保証)	22,000円
オーナーズローン・賃貸住宅資金・事業資金	66,000円
カードローンI型(随時弁済型)	1,100円
カードローンII型(約定弁済型)	2,200円
営農ローン	1,100円

※住宅ローン(KHLL保証)については、別途33,000円の手数料がかかります。

4. 電子契約サービス利用手数料

取扱手数料項目	手数料
住宅ローン	5,500円

5. 条件変更手数料

取扱手数料項目	手数料
住宅ローン・住宅資金	11,000円
カーズローン・資金	11,000円
その他ローン・資金	5,500円

※「借入条件変更申込書」をご提出いただいたローン・資金に手数料がかかります。

6. 繰上返済手数料

一部繰上返済	項目	手数料
住宅ローン リフォームローン 住宅資金	1千万円以上	44,000円
	5百万円以上 1千万円未満	33,000円
	1百万円以上 5百万円未満	22,000円
カーナーズローン 賃貸住宅資金 事業資金	1千万円以上	44,000円
	5百万円以上 1千万円未満	33,000円
	1百万円以上 5百万円未満	22,000円
上記以外のその他ローン ・資金の一部繰上返済	1百万円以上	3,300円
	1百万円未満	5,500円
	1百万円未満	3,300円

※住宅関連連資金のJAネットバンクを利用した一部繰上返済は、手数料が無料となります。

【全額繰上返済】	項目	手数料
住宅ローン リフォームローン 住宅資金	2千万円以上	110,000円
	1千万円以上 2千万円未満	44,000円
	5百万円以上 1千万円未満	33,000円
	1百万円以上 5百万円未満	22,000円
	1百万円未満	3,300円
カーナーズローン 賃貸住宅資金 事業資金	2千万円以上	110,000円
	1千万円以上 2千万円未満	44,000円
	5百万円以上 1千万円未満	33,000円
	1百万円以上 5百万円未満	22,000円
	1百万円未満	3,300円
上記以外のその他ローン ・資金の全額繰上返済	1百万円以上	5,500円
	1百万円未満	3,300円

貯金

取扱手数料項目	手数料
1. 貯金残高証明書発行手数料	330円
貯金残高証明書発行手数料(1通)	1,100円
手書きによる発行	3,300円
監査法人制定用紙	3,300円
2. 新規カード発行手数料	無料
①ICキャッシュカード(1枚)	無料
②JJA一体型カード(1枚)	無料
3. 再発行手数料(※1)	1,100円
①ICキャッシュカード(1枚)	1,100円
②JJA一体型カード(1枚)	1,100円
③JJA一体型カード(1枚)：盗難喪失	1,100円
④JJA一体型カード(1枚)：5年後の自動更新	無料
⑤ローンカード(1枚)：盗難紛失	1,100円
4. 手形等用紙代	1,430円
①小切手帳(1冊)	550円
②自己宛小切手帳(1枚)	2,860円
③約束手形(1冊)	110円
④約束手形(1枚)	110円
⑤マル専手形(1枚)	110円
5. 取扱手数料	3,300円
①マル専口座開設(1口座)	110円
6. スイングサービス手数料(1回)	110円
7. 取引明細発行手数料(※2)	1,100円
①取引履歴システム検索(10年以下)	22円
②取引履歴システム検索(1枚)	440円
8. 入金帳(1冊)	55円
9. 口座振替手数料(1件)	110円
10. 入金コメント(1件)(※3)	110円
11. 媒体持込手数料(月額)	5,500円
①DVD等電子媒体	11,000円
12. 同替手数料(円貨)：金種指定支払手数料(※4)	無料
1枚 ～ 50枚	660円
51枚 ～ 100枚	990円
101枚 ～ 500枚	1,320円
501枚 ～ 1,000枚	1,980円
1,001枚 ～ 1,500枚	2,640円
1,501枚 ～ 2,000枚	3,300円
2,001枚以上 500枚毎に	660円加算
13. 硬貨整理手数料(※5)	無料
1枚 ～ 50枚	660円
51枚 ～ 100枚	990円
101枚 ～ 500枚	1,320円
501枚 ～ 1,000枚	1,980円
1,001枚 ～ 1,500枚	2,640円
1,501枚 ～ 2,000枚	3,300円
2,001枚以上 500枚毎に	660円加算
14. キャッシュカード増設番号照会(※郵送のみ)	550円
15. 未利用口座管理手数料(※6)	1,320円
16. 通帳発行手数料(通帳1枚対商品)(※7)	1,100円
通帳発行手数料	1,100円
通帳レスから有通帳へ切替	1,100円
17. その他手数料	1,100円
為替振込組戻料	1,100円
取立手形組戻料	1,100円
不渡手形返却料	1,100円

(※1) 送金機等による再発行は無料
※送金機・ICカード・振替用紙、および送金・番号送用等(本人の責めによる不備による再発行)は、手数料がかかります。
※②、③、⑤は、盗難不良は無料

(※2) 1取引先単位の金額
※①は、捜査関係を除く

(※3) 対象：法人、任意団体等(個人を除く)
※通帳に印字されるコメント1行単位となります。
※印字票で作成したものは除く。

(※4) ※現金での貯金お支払いの際に、金種を指定される場合は、左記の手数料をいただきます。
※旧種のお取引枚数は「面額前の枚数もしくは面額後の枚数のいずれか多い方の枚数」、金種指定支払のお取扱枚数は、「払戻枚数から一万円札の枚数を除いた枚数」となります。
※同日に複数回ご利用される場合は、それらの合計枚数で手数料をいただきます。
※店頭以外で交付する場合も、左記の手数料をいただきます。

(※5) ※硬貨のご入金・お振込の際にお取扱枚数に応じて左記の手数料をいただきます。
※同日に複数回ご利用される場合は、それらの合計枚数で手数料をいただきます。
※店頭以外で交付する場合も、左記の手数料をいただきます。

(※6) ※令和3年10月1日以後に新増設された口座のうち、最終取引日から2年間取引のない預金10,000円未満の普通預金口座(総合口座含む)：貯蓄貯金口座を対象。

(※7) ※取扱引日において、18歳未満および70歳以上の顧客名義の取引については、手数料をいただきません。
※手続上やむを得ず有通帳扱いとする場合は徴収いたします。

窓口振込手数料

振込先	振込額	振込手数料
振込先	振込額	振込手数料
振込先	振込額	振込手数料

※振込先が振込以外の振込はすべて他行宛となります。

定時自動送金手数料

振込先	振込額	振込手数料
振込先	振込額	振込手数料
振込先	振込額	振込手数料

JA個人ネットバンク振込手数料

振込先	振込額	振込手数料
振込先	振込額	振込手数料
振込先	振込額	振込手数料

JA法人ネットバンク振込手数料

振込先	振込額	振込手数料
振込先	振込額	振込手数料
振込先	振込額	振込手数料

JA法人ネットバンク月額手数料

振込先	振込額	振込手数料
振込先	振込額	振込手数料
振込先	振込額	振込手数料



◇共済事業

共済とは、生活を取り巻くさまざまなリスク（ケガ・病気、火災・自然災害、交通事故等）に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不測の事故等が生じた場合に「共済金」として支払うことによって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助（助け合い）の保障制度です。

J A 共済は、J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障を提供しています。

なお、経営の健全性と事業の安定性を測る指標として支払余力（ソルベンシー・マージン）比率がありますが、J A 共済連の令和 7 年上半期は、1,046.0%（前年度末 1,014.3%）で、経営の健全な水準とされる 200% を大きく超えており、十分な支払余力を確保しています。

J A 共済は組合員・利用者の皆様の多様化するニーズに応えるため、ライフアドバイザー（L A）が組合員・利用者の皆様のお宅へ訪問や電話により、コミュニケーションの強化を図り、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった保障を提供するとともに、共済金をもれなくご請求いただくため、3 Q 活動を展開しています。また、スマイルサポーターが支店での窓口対応や電話応対を通じて、組合員・利用者の皆様へさまざまな情報提供、提案を行っています。

その他にも、地域との絆を強化し、組合員・地域住民の皆様が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる豊かな環境づくりに貢献する「地域貢献活動」の一環として、病気や事故等の未然防止を目的として、健康管理・増進活動や交通事故対策活動（交通安全教室等）を実施するほか、万一の際の事後支援として、災害救援活動や交通事故被害者の社会復帰支援活動等を実施しています。また、書道やポスターコンクール等の文化支援活動や J A ぐらしの活動、地域農業振興に関する支援活動を行っています。

さらに、組合員・利用者・地域住民の皆さまとの関係性強化に向けて、「つなぐ action！プロジェクト」を実施しています。

《主な保障のラインアップ》※令和 8 年 4 月 1 日加入の場合の仕組み内容を記載

①長期共済

共済期間が長く（5 年以上）、事故があったとき、または満期のときに共済金が支払われます。主なものは次のとおりです。

終身共済	一生涯にわたる万一の保障が確保できます。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計できます。
引受緩和型終身共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、一生涯にわたる万一の保障が確保できます。
一時払終身共済	満期共済金や退職金等の一時資金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができる一生涯にわたる万一の保障で、生前贈与に活用できるプランもあります。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズに応えることもできます。
一時払養老生命共済	貯蓄性がある仕組みで、計画的な資金作りができます。万一のときは、すぐに共済金を受け取ることが可能です。
こども共済	お子様・お孫様の教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者様が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一のときや、第 1 級後遺障害状態・重度要介護状態を一定期間保障する、掛捨てタイプの保障です。
定期生命共済 （通減期間設定型）	ライフステージに合わせて保障金額を通減させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時資金を受け取れ、一生涯保障や先進医療保障等ライフプランに合わせて自由に設計できます。
引受緩和型医療共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、病気やケガによる入院・手術を手厚く保障します。
がん共済	上皮内がんを含むさまざまながんや脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病による、継続的・慢性的な治療や療養に備えることができる保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの、収入の減少や支出の増加に備えることができる保障です。
認知症共済	認知症はもちろん軽度認知障害（MC I）まで幅広く一生涯にわたって備えられる保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して、一生涯にわたって介護に備えることができる保障です。

予定利率変動型年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風等の自然災害による損害も、しっかり保障します。また保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。

②短期共済

共済期間が短く（５年未満）、事故があったときに共済金が支払われます。主なものは次の種類のとおりです。

なお、自動車共済・自賠責共済は、自動車販売会社や修理工場等の共済代理店において、ＪＡの営業日・営業時間以外であっても共済契約の締結ができます。

自動車共済 (クルマスター)	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障するとともに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。
自賠責共済	自動車、バイク（原付含む）、電動キックボード（特定小型原動機付自転車）には法律で加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
火災共済	建物や建物内に収容されている動産が火災や落雷、破裂、爆発等によって損害を受けたときに保障します。
傷害共済	日常生活での不慮の事故による死亡・負傷に応じて定額の共済金が支払われる共済です。
賠償責任共済	日本国内で発生した日常生活等に起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する共済です。
農業者賠償責任共済	農地や農業施設の所有・使用・管理や生産物に関連する事故、農作業に起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する共済です。

③共栄火災保険商品

共栄火災保険商品の取扱いをしています。代表的な商品は次のとおりです。

ＪＡ安心倶楽部	ＪＡ組合員のケガ（地震等によるケガ含む）による死亡や後遺障害、入院・通院、自転車事故等の日常生活における他人への賠償責任（示談代行サービス付）及び携行品の損害等、日常生活のリスクを総合的に補償します。
ＪＡ自転車倶楽部	自転車事故をはじめとした日常生活における賠償責任（示談代行サービス付）と交通事故等によるケガを補償する、ＪＡ組合員向けの商品です。
個人用火災総合保険 (Happy Home 2) (安心あっとホーム) (すまいるリビング)	火災事故から風災・水災等の自然災害に至るまで幅広い補償をニーズに応じて提供する掛捨て型の火災保険商品。「Happy Home 2」は住宅ローン利用者向けの商品、「安心あっとホーム」は住宅ローン利用者向け以外の商品、「すまいるリビング」は賃貸住居入居者向けの商品です。
農業応援隊	農業生産、加工、販売、飲食業に関するリスク対策として、賠償責任リスク、加工品回収リスク、労務管理リスク、休業リスク等を包括的に補償します。
ＪＡ共済 労働災害保障制度	農業法人等の事業者を取り巻く労働災害リスク対策として、業務災害が発生した場合の「従業員等への補償」及び「事業者の使用者責任」を包括的に補償します。
海外旅行保険	海外旅行における傷害を幅広く補償する保険です。
ゴルファー保険	ゴルフのプレイ中、練習中等の本人のケガ、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与えたり法律上の賠償責任を負った場合、用具の盗難・損害、ホールインワン、またはアルバトロス達成時の補償がワンセットになった保険です。

◇営農指導事業

営農指導は、直接収益を生み出すという事業ではありませんが、ＪＡの信用・共済・購買・販売等の事業の要であり、組合員の営農活動を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。ＪＡの営農指導は、単に技術指導を行うだけでなく、農産物を安定的に供給していくためのマーケティング対策や、組合員の農業経営全般について支援するとともに、大規模な農業経営体のみならず多様な農業者や集落営農組織、新規就農者等の担い手の育成・確保を通じて、持続可能な地域農業を目指します。すなわち、生産から販売までＪＡの総合力を活かした支援によって、農業者の所得増大を協同の力で実現していこうとするものです。

＜食の安全・安心への取り組み＞

安全・安心な農畜産物を消費者に提供し、「食」に対する信頼性を確保するため、ＪＡグループは生産履歴記帳運動を展開し、すべての農作物を対象に生産履歴の記録と点検を実施しています。また、環境に配慮した農業の推進のため、家畜糞尿対策や使用済み農業生産資材の回収等にも取り組んでいます。加えて、生産部会とともにＧＡＰ（農業生産工程管理）の精度向上に向けた取り組みを強化しています。

◇販売事業

販売事業は、組合員が生産した農産物等を共同で販売することで、より高い収入を得られるようにしていこうというものです。

消費者の皆様のニーズに応じた「安全・安心な農産物」を安定的に提供できるよう、生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地産地消運動を推進し、地元で生産された農産物を地域の皆様に提供するため、直売所の運営等の事業についても積極的に取り組んでいます。

このように、農産物の供給を通じて消費者との連携を進め、農業の持続的発展を目指します。

◇購買事業

購買事業は、肥料や農薬等農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員や地域の皆様に供給する事業です。この事業は、予約販売等でロットを確保し、少しでも安い価格で仕入れる等、組合員や地域の皆様に安全・安心・良質な品物を供給していくものです。取扱い品目は多種にわたり、生産物資のほか、日用品等の生活物資も取り扱っています。また、葬祭業務等も取り扱っています。

◇JAくらしの活動

JAくらしの活動は、安心して暮らせる豊かな地域づくりのため、組合員・地域住民を対象に実施し、この取り組みを通じて協同活動の輪を広げています。

①「食と農」を軸とした地域活性化

JAは次世代対策として管内の小学生を対象として「未来ちゃんクラブ」を開催し、農業の持つ教育力を反映した農業体験学習等を実施しています。

さらに、「貸農園」「農産物直売所」「女性大学」「趣味の会」「JAまつり」等、組合員・地域住民の活動・交流の「場」を提供しています。

②高齢者福祉事業

高齢化社会のニーズに応えるため、要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や、同制度対象外の高齢者生活支援事業を行っています。

また、認知症サポーターの養成等認知症啓発活動や介護予防活動の取り組みを行っています。

③「JA健康寿命100歳プロジェクト」の取り組み

「こころ」「からだ（運動、食事、健診・介護・医療）」「つながり」によって健康作りに取り組む「JA健康寿命100歳プロジェクト」を展開しており、生活福祉部では地域に出向いて「健康教室」といった介護予防活動の取り組みを行っています。

◇資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地の有効活用やその管理を安心して行えるよう、また、農と住の調和したまちづくりを目指す事業を展開していくものです。

このため、組合員が所有するアパートの管理や仲介業務も行っています。

また、組合員に対しその資産の有効活用を支援するため、意向に沿った提案を行うとともに、法務・税務相談の資産管理相談会も開催しています。

◇その他

①利用事業

JAでは、組合員の事業または生活に必要な共同利用施設（カントリーエレベーター、加工施設等）を設置しています。

②加工事業

組合員からの委託により、組合員が生産した農作物を加工（ジャム、みそ等）して販売を行っています。

③その他

組合員はもちろん地域住民の皆様に、（株）農協観光の企画旅行の商品の取り次ぎを行っています。

◇「国消国産」JAグループ統一運動

「国消国産」JAグループ統一運動を通じて、農業に関する国民理解の醸成を図るとともに、地産地消及び国産農畜産物の消費拡大を図っています。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	6年度 令和7年 2月28日現在	7年度 令和8年 2月28日現在	科 目	6年度 令和7年 2月28日現在	7年度 令和8年 2月28日現在
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	189,714,718	190,346,968	1. 信用事業負債	192,998,265	195,011,532
(1) 現金	917,893	904,494	(1) 貯金	191,773,142	193,309,781
(2) 預金	128,547,869	124,091,413	(2) 借入金	676	—
系統預金	128,247,252	123,714,198	(3) その他の信用事業負債	1,224,446	1,701,750
系統外預金	300,617	377,215	未払費用	44,000	147,278
(3) 有価証券	19,043,210	19,954,730	その他の負債	1,180,446	1,554,472
国債	16,476,170	17,327,250	2. 共済事業負債	994,749	1,138,213
社債	2,567,040	2,627,480	(1) 共済資金	572,095	697,042
(4) 貸出金	40,489,216	44,399,839	(2) 未経過共済付加収入	408,526	417,497
(5) その他の信用事業資産	879,067	1,128,986	(3) 共済未払費用	14,000	23,531
未収収益	859,321	1,092,470	(4) その他の共済事業負債	127	141
その他の資産	19,745	36,515	3. 経済事業負債	1,782,709	2,138,846
(6) 貸倒引当金	△ 162,538	△ 132,495	(1) 経済事業未払金	715,689	1,116,867
2. 共済事業資産	5,527	11,988	(2) 経済受託債務	297,521	293,886
3. 経済事業資産	2,770,602	3,546,560	(3) その他の経済事業負債	769,497	728,093
(1) 経済事業未収金	1,530,763	1,664,084	4. 設備借入金	164,600	131,250
(2) 経済受託債権	861,814	1,481,953	5. 雑負債	380,137	344,837
(3) 棚卸資産	352,941	362,869	(1) 未払法人税等	43,360	31,419
購買品	336,205	347,483	(2) 資産除去債務	105,151	105,151
その他の棚卸資産	16,736	15,386	(3) その他の負債	231,625	208,266
(4) その他の経済事業資産	67,591	77,292	6. 諸引当金	1,957,895	1,980,284
(5) 貸倒引当金	△ 42,507	△ 39,639	(1) 賞与引当金	167,551	126,501
4. 雑資産	764,590	651,644	(2) 退職給付引当金	1,790,343	1,853,782
5. 固定資産	3,744,165	3,585,863	負債の部合計	198,278,356	200,744,963
(1) 有形固定資産	3,731,055	3,574,246	(純資産の部)		
建物	8,376,385	8,410,825	1. 組合員資本	18,243,632	18,288,171
機械装置	3,929,093	3,989,592	(1) 出資金	3,883,459	3,818,709
土地	1,080,391	1,080,575	(2) 資本準備金	69,623	69,623
建設仮勘定	4,004	—	(3) 利益剰余金	14,308,965	14,430,577
その他の有形固定資産	2,136,422	2,136,049	利益準備金	5,890,000	5,940,000
減価償却累計額	△ 11,795,242	△ 12,042,797	その他利益剰余金	8,418,965	8,490,577
(2) 無形固定資産	13,110	11,617	特別積立金	2,015,199	2,015,199
6. 外部出資	16,043,011	16,043,011	信用事業基盤整備強化積立金	2,430,000	2,460,000
(1) 外部出資	16,043,011	16,043,011	肥料価格安定事業準備金	10,091	10,091
系統出資	15,424,330	15,424,330	教育基金積立金	560,000	560,000
系統外出資	568,681	568,681	営農施設設置運営積立金	500,000	500,000
子会社出資	50,000	50,000	高齢者福祉事業運営積立金	500,000	500,000
7. 繰延税金資産	681,303	693,658	税効果調整積立金	659,601	681,303
			事業体制再編整備運営積立金	400,094	400,095
			経営安定化積立金	720,000	950,000
			当期末処分剰余金	623,979	413,887
			(うち当期剰余金)	(190,304)	(152,690)
			(4) 処分未済持分	△ 18,415	△ 30,738
			2. 評価・換算差額等	△ 2,798,069	△ 4,153,440
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 2,798,069	△ 4,153,440
			純資産の部合計	15,445,563	14,134,731
資産の部合計	213,723,919	214,879,695	負債及び純資産の部合計	213,723,919	214,879,695

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	6 年度			7 年度		
	令和6年3月1日から令和7年2月29日まで			令和7年3月1日から令和8年2月28日まで		
1. 事業総利益			4,033,968			3,870,072
事業収益		10,587,925			10,951,989	
事業費用		6,553,956			7,081,916	
(1) 信用事業収益		1,403,939			1,824,536	
資金運用収益	1,289,255			1,710,784		
うち預金利息	785,619			1,071,326		
うち有価証券利息配当金	134,143			150,993		
うち貸出金利息	369,489			488,461		
うちその他受入利息	3			3		
役務取引等収益	89,767			96,284		
その他事業直接収益	3,317			—		
その他経常収益	21,599			17,467		
(2) 信用事業費用		306,086			604,098	
資金調達費用	101,903			400,950		
うち貯金利息	99,459			394,892		
うち給付補填備金繰入	158			212		
うちその他支払利息	2,285			5,845		
役務取引等費用	19,973			20,192		
その他事業直接費用	378			—		
その他経常費用	183,830			182,954		
うち貸倒引当金戻入益	△ 8,637			△ 30,042		
うち貸出金償却	2			—		
うちその他費用	192,465			212,997		
信用事業総利益			1,097,853			1,220,437
(3) 共済事業収益		1,133,006			1,160,534	
共済付加収入	1,047,552			1,073,518		
その他の収益	85,454			87,016		
(4) 共済事業費用		80,874			94,888	
共済推進費	56,431			70,898		
その他の費用	24,443			23,990		
共済事業総利益			1,052,132			1,065,646
(5) 購買事業収益		4,424,605			4,962,081	
購買品供給高	4,329,389			4,892,589		
購買手数料	37,679			34,163		
その他の収益	57,537			35,328		
(6) 購買事業費用		3,943,564			4,459,060	
購買品供給原価	3,797,542			4,296,882		
その他の費用	146,021			162,177		
うち貸倒引当金繰入額	—			1,807		
うち貸倒引当金戻入益	△ 637			—		
うちその他費用	146,659			160,369		
購買事業総利益			481,041			503,021
(7) 販売事業収益		2,373,916			1,840,894	
販売品販売高	683,280			161,979		
販売手数料	739,629			651,673		
その他の収益	951,005			1,027,241		
(8) 販売事業費用		1,282,916			929,762	
販売品販売原価	630,757			122,638		
販売費	1,620			—		
その他の費用	650,538			807,124		
うち貸倒引当金繰入額	27			—		
うち貸倒引当金戻入益	—			△ 32		
うちその他費用	650,510			807,156		
販売事業総利益			1,090,999			911,132

(単位：千円)

科 目	6 年 度			7 年 度		
	令和6年3月1日から令和7年2月29日まで			令和7年3月1日から令和8年2月28日まで		
(9) 保管事業収益		59,667			53,830	
(10) 保管事業費用		39,509			47,124	
保管事業総利益			20,158			6,705
(11) 加工事業収益		12,526			10,330	
(12) 加工事業費用		11,058			9,728	
加工事業総利益			1,468			602
(13) 利用事業収益		684,366			545,639	
共同乾燥施設収益	384,947			367,448		
その他利用収益	299,419			178,190		
(14) 利用事業費用		595,268			564,049	
共同乾燥施設費用	338,474			354,839		
その他利用費用	256,794			209,209		
利用事業総利益（または損失△）			89,098			△ 18,409
(15) 宅地等供給事業収益		20,169			19,632	
(16) 宅地等供給事業費用		11,503			10,652	
宅地等供給事業総利益			8,665			8,979
(17) 福祉事業収益		562,342			553,256	
(18) 福祉事業費用		282,699			296,105	
福祉事業総利益			279,642			257,151
(19) 指導事業収入		15,974			15,729	
(20) 指導事業支出		103,066			100,923	
指導事業収支差額			△ 87,091			△ 85,194
2. 事業管理費			3,912,433			3,784,876
(1) 人件費		2,929,242			2,809,277	
(2) 業務費		263,982			281,452	
(3) 諸税負担金		140,643			143,213	
(4) 施設費		543,307			514,433	
(5) その他事業管理費		35,257			36,499	
事業利益			121,534			85,195
3. 事業外収益			165,090			147,626
(1) 受取雑利息		5,408			4,064	
(2) 受取出資配当金		76,730			74,191	
(3) 賃貸料		45,176			45,402	
(4) 償却債権取立益		3,177			4,022	
(5) 雑収入		34,597			19,945	
4. 事業外費用			31,642			30,272
(1) 寄付金		1,991			1,874	
(2) 雑損失		29,651			28,397	
経常利益			254,982			202,549
5. 特別利益			1,435			3,042
(1) 固定資産処分益		0			0	
(2) その他の特別利益		1,434			3,041	
6. 特別損失			28,991			18,891
(1) 固定資産処分損		22,965			5,955	
(2) 減損損失		5,531			3,903	
(3) その他の特別損失		494			9,031	
税引前当期利益			227,426			186,701
(1) 法人税・住民税及び事業税		58,824			46,365	
(2) 法人税等調整額		△ 21,702			△ 12,354	
7. 法人税等合計			37,121			34,010
当期剰余金			190,304			152,690
当期首繰越剰余金			433,674			261,196
当期末処分剰余金			623,979			413,887

3. 注記表

【令和6年度】

【継続組合の前提に関する注記】

継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

ア. 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)

イ. 子会社株式・・・移動平均法による原価法

ウ. その他の有価証券

・時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

②棚卸資産

ア. 購買品（生産資材）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

イ. 購買品（生活物資）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

②外部出資等損失引当金

外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

④退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識する他、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

③利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「－」と表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

③共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算に係る収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した減損損失 5,531千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「損益計算書に関する注記」の「2. 減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。

イ. 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 205,046千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は7,497,853千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	3,697,835千円	構築物	569,656千円	機械装置	3,022,546千円
車両運搬具	25,702千円	工具器具備品	130,738千円	土地	51,374千円

2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産

預金 6,452,050千円

・担保資産に対応する債務

為替決済に係る債務（上限） 6,450,000千円

公金取扱にかかる決済保証金 2,050千円

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額 9千円

金銭債務の総額 330,368千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額

金銭債権の総額 59,923千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額（単位：千円）

債 権 区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債	210,832
危険債権	169,849
要管理債権	—
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	380,682

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 要管理債権

「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4. 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

【損益計算書に関する注記】

1. 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	7,534千円
うち事業取引高	417千円
うち事業取引以外の取引高	7,116千円
②子会社等との取引による費用総額	30,194千円
うち事業取引高	30,194千円

2. 減損会計適用による固定資産の減損損失

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び貸貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、すべて割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識しました。

減損損失の内訳は次のとおりです。

区分	資産名 場所	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの 減損損失額（千円）	回収可能価額の 算定方法
一般資産	すこやか大内 真岡市飯貝	営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	器具備品 214	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
遊休資産	真岡第2 パッケージセンター 真岡市田町	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	土地 745	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
遊休資産	二宮東部集荷場 真岡市鹿	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	建物 787	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
遊休資産	市貝 パッケージセンター 市貝町大字市塙	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	機械装置 3,620	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
遊休資産	芳賀第一選果場 芳賀町大字祖母井	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	建物 107 構築物 57	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
種類ごとの合計			建物 894 構築物 57 機械装置 3,620 器具備品 214 土地 745	
総合計			5,531	

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けている他、国債や社債等有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が622,668千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額の他市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	128,547,869	128,260,638	△287,231
有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	99,240	△760
その他有価証券	18,943,210	18,943,210	—
貸出金	40,489,216		
貸倒引当金	△162,538		
貸倒引当金控除後	40,326,678	40,174,221	△152,456
資産計	187,917,758	187,477,310	△440,447
貯金	191,773,142	191,235,702	△537,440
負債計	191,773,142	191,235,702	△537,440

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

②金融商品の時価の算定方法

ア. 資産

a. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Interest Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

c. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負債

a. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	16,043,011

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	128,547,869	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	100,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	900,000	1,500,000	200,000	19,100,000
貸出金	3,584,562	2,839,826	2,909,637	2,326,890	2,372,914	26,153,346
合計	132,132,432	2,839,826	3,909,637	3,826,890	2,572,914	45,253,346

(注) 1. 貸出金のうち当座貸越519,742千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについて

ては「5年超」に含めています。

2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等302,039千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	171,501,649	4,693,272	10,512,066	2,371,375	2,690,599	4,180

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	100,000	99,240	△760

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	国債	1,533,264	1,560,630	27,365
	社債	800,082	808,380	8,297
	小 計	2,333,346	2,369,010	35,663
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	国債	17,607,932	14,915,540	△2,692,392
	社債	1,800,000	1,658,660	△141,340
	小 計	19,407,932	16,574,200	△2,833,732
合 計		21,741,279	18,943,210	△2,798,069

なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当中中に売却した債券

その他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	315,327	3,317	378

【退職給付に関する注記】

1. 退職給付債務の内容

①採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度、及び全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、下記のとおり、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は659,886千円あり、今年度、退職給付掛金38,935千円を福利厚生費に計上しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,009,651千円
勤務費用	109,990千円
利息費用	16,028千円
数理計算上の差異の発生額	11,056千円
退職給付の支払額	△118,344千円
期末における退職給付債務	2,028,383千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	375,480千円
期待運用収益	2,977千円
数理計算上の差異の発生額	△59千円
確定給付型年金制度への拠出金	18,981千円
退職給付の支払額	△34,579千円
期末における年金資産	362,800千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,028,383千円
年金資産	△362,800千円
未積立退職給付債務	1,665,583千円
未認識数理計算上の差異	124,760千円
貸借対照表計上額純額	1,790,343千円
退職給付引当金	1,790,343千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	109,990千円
利息費用	16,028千円
期待運用収益	△2,977千円
数理計算上の差異の費用処理額	28,874千円
合計	151,916千円

⑥年金資産の主な内訳

一般勘定	100%
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

ア. 割引率	0.797%
イ. 長期期待運用収益率	0.775%

2. 特例業務負担金

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるた

め拠出した特例業務負担金 42,891 千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、332,067 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	21,451 千円
賞与引当金	49,411 千円
未払事業税	3,194 千円
退職給付引当金	495,925 千円
減損損失	158,527 千円
貸付未収利息未計上	63,669 千円
その他有価証券評価差額金	775,065 千円
その他	80,515 千円
繰延税金資産小計	1,644,759 千円
評価性引当額	△956,166 千円
繰延税金資産合計 (a)	688,593 千円
繰延税金負債	
全農外部出資評価益 (合併交付金)	△7,289 千円
繰延税金負債合計 (b)	△7,289 千円
繰延税金資産の純額 (a + b)	681,303 千円

②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入できない項目	4.2%
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△4.7%
住民税均等割等	3.2%
評価性引当額の増減	△13.9%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.3%

③当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 13 号)」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和 9 年 3 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の 27.7%から 28.4%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産 (繰延税金負債の金額を控除した金額) は 14,184 千円増加し、法人税等調整額は 14,184 千円減少します。

【収益認識に関する注記】

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【その他の注記】

1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

①当該資産除去債務の概要

当組合の賃貸施設の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、当該施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

当該施設は事業外賃貸資産にあたり、早期処分を前提としているため、支出までの見込期間及び割引率は考慮せず、単年で全額を計上しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	10,151 千円
有形固定資産の早期処分に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	－千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	105,151 千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記の施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

種別	使用目的	所在地
事務所	真岡支店敷地 ほか 7 ヶ所	真岡市中郷 ほか
カントリーエレベーター	中央カントリーエレベーター敷地 ほか 1 ヶ所	真岡市京泉 ほか
ライスセンター	大内ライスセンター敷地 ほか 5 ヶ所	真岡市飯貝 ほか
集荷場	芳賀一元集荷場敷地	芳賀町大字祖母井
農業倉庫	大内中央低温倉庫敷地 ほか 2 ヶ所	真岡市飯貝 ほか

【キャッシュ・フロー計算書に関する注記】

1. 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

【令和7年度】

【継続組合の前提に関する注記】

継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

ア. 満期保有目的の債券・・・・・・償却原価法(定額法)

イ. 子会社株式・・・・・・移動平均法による原価法

ウ. その他の有価証券

・時価のあるもの・・・・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等・・・・・・移動平均法による原価法

②棚卸資産

ア. 購買品（生産資材）・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

イ. 購買品（生活物資）・・・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

③利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「―」と表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した

額を記載しています。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

③共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算に係る収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

【会計上の見積りに関する注記】

１．固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した減損損失 3,903千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア．算定方法

「損益計算書に関する注記」の「２．減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。

イ．主要な仮定

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

ウ．翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

２．貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 172,135千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア．算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「３．引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

イ．主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

ウ．翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

１．圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は7,494,163千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	3,718,164千円	構築物	564,710千円	機械装置	3,015,470千円
車両運搬具	23,354千円	工具器具備品	121,166千円	土地	51,296千円

２．担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産

預金 6,452,050千円

・担保資産に対応する債務

為替決済に係る債務（上限） 6,450,000千円

公金取扱にかかる決済保証金 2,050千円

３．子会社等に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額 9千円

金銭債務の総額 328,871千円

４．役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額

金銭債権の総額 187,095千円

５．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第１項第１号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額
（単位：千円）

債 権 区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債	218,852
危険債権	123,576
要管理債権	—
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	342,428

（注）１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

２．危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

３．要管理債権

「４．三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「５．貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

４．三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

５．貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

【損益計算書に関する注記】

1. 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	7,508千円
うち事業取引高	452千円
うち事業取引以外の取引高	7,056千円
②子会社等との取引による費用総額	28,382千円
うち事業取引高	28,382千円

2. 減損会計適用による固定資産の減損損失

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、すべて割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識しました。

減損損失の内訳は次のとおりです。

区分	資産名 場 所	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの 減損損失額（千円）	回収可能価額の 算定方法
一般資産	すこやか二宮	営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	器具備品 土地	2,888 463
	真岡市久下田			
遊休資産	旧すこやか茂木	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	土地	26
	茂木町大字増井			
遊休資産	真岡第2 パッケージセンター	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	土地	181
	真岡市田町			
遊休資産	二宮東部集荷場	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	器具備品	342
	真岡市鹿			
種 類 ご と の 合 計			器具備品 土地	3,232 671
総 合 計				3,903

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や社債等有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が499,956千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）

を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	124,091,413	123,862,245	△229,167
有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	98,980	△1,020
その他有価証券	19,854,730	19,854,730	—
貸出金	44,399,839		
貸倒引当金	△132,495		
貸倒引当金控除後	44,267,343	43,934,804	△332,539
資 産 計	188,313,487	187,750,760	△562,726
貯金	193,309,781	192,677,353	△632,427
負 債 計	193,309,781	192,677,353	△632,427

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

②金融商品の時価の算定方法

ア. 資産

ａ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Interest Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ｂ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ｃ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負債

ａ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	16,043,011

（注）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	124,090,3989	1,015	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	100,000	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	1,000,000	1,500,000	400,000	200,000	20,900,000
貸出金	3,706,198	3,218,460	2,628,238	2,653,719	2,115,528	29,815,540
合 計	127,796,596	4,319,476	4,128,238	3,053,719	2,315,528	50,715,540

（注）1. 貸出金のうち当座貸越452,423千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等262,153千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	173,951,654	10,366,686	4,621,338	1,410,570	2,952,850	6,680

（注）1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	時 価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	100,000	98,980	△1,020

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	2,517,892	2,528,880	10,987
	社債	600,089	601,380	1,290
	小 計	3,117,982	3,130,260	12,277
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	18,790,246	14,798,370	△3,991,876
	社債	2,099,941	1,926,100	△173,841
	小 計	20,890,187	16,724,470	△4,165,717
合 計		24,008,170	19,854,730	△4,153,440

なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

【退職給付に関する注記】

1. 退職給付債務の内容

①採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度、及び全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、下記のほか、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は 637,924 千円あり、今年度、退職給付掛金 38,418 千円を福利厚生費に計上しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,028,383 千円
勤務費用	108,437 千円
利息費用	29,859 千円
数理計算上の差異の発生額	△407,933 千円
退職給付の支払額	△90,543 千円
期末における退職給付債務	1,668,203 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	362,800 千円
期待運用収益	3,003 千円
数理計算上の差異の発生額	△11 千円
確定給付型年金制度への拠出金	17,041 千円
退職給付の支払額	△20,387 千円
期末における年金資産	362,446 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,668,203 千円
年金資産	△362,446 千円
未積立退職給付債務	1,305,756 千円
未認識数理計算上の差異	548,025 千円
貸借対照表計上額純額	1,853,782 千円
退職給付引当金	1,853,782 千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	108,437 千円
利息費用	29,859 千円
期待運用収益	△3,003 千円
数理計算上の差異の費用処理額	15,342 千円
合計	150,636 千円

⑥年金資産の主な内訳

一般勘定	100%
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

ア．割引率	2.226%
イ．長期期待運用収益率	0.827%

2. 特例業務負担金

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 42,891 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、291,462 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	10,003 千円
賞与引当金	35,040 千円
未払事業税	2,522 千円
退職給付引当金	526,062 千円
減損損失	151,441 千円
貸付未収利息未計上	64,920 千円
その他有価証券評価差額金	1,150,502 千円
その他	82,231 千円
繰延税金資産小計	2,022,725 千円
評価性引当額	△1,321,593 千円
繰延税金資産合計（a）	701,132 千円
繰延税金負債	
全農外部出資評価益（合併交付金）	△7,473 千円
繰延税金負債合計（b）	△7,473 千円
繰延税金資産の純額（a + b）	693,658 千円

②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳	
法定実効税率	27.7%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入できない項目	7.0%
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△5.8%
住民税均等割等	3.1%
評価性引当額の増減	△5.4%
適用税率変動による影響額	△8.2%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.2%

③当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.7%から28.4%に変更されます。
なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）と法人税等調整額に対する影響額は軽微です。

【重要な後発事象に関する注記】
当組合は、2026年2月27日開催の理事会において、当組合が保有する有価証券の一部を売却することを決議し売却しました。
1. 有価証券売却の理由
資本効率の向上を図るため
2. 有価証券売却の内容
（1）売却銘柄：当組合保有の国債及び社債計8銘柄
（2）売却時期：2026年4月14日
（3）有価証券売却損 2,328,926千円
3. 今後の見通し
上記の有価証券売却損につきましては、第6号議案「令和8年度事業計画の設定について」に織り込んでいます。

【収益認識に関する注記】
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【その他の注記】
1. 貸借対照表に計上している資産除去債務
①当該資産除去債務の概要
当組合の賃貸施設の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、当該施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。
②当該資産除去債務の金額の算定方法
当該施設は事業外賃貸資産にあたり、早期処分を前提としているため、支出までの見込期間及び割引率は考慮せず、単年で全額を計上しています。
③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減
期首残高 10,151千円
有形固定資産の早期処分に伴う増加額 ー千円
時の経過による調整額 ー千円
資産除去債務の履行による減少額 ー千円
期末残高 105,151千円
2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務
当組合は、下記の施設に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

種別	使用目的	所在地
事務所	真岡支店敷地 ほか7ヶ所	真岡市中郷 ほか
カントリーエレベーター	中央カントリーエレベーター敷地 ほか1ヶ所	真岡市京泉 ほか
ライスセンター	大内ライスセンター敷地 ほか5ヶ所	真岡市飯貝 ほか
集荷場	芳賀一元集荷場敷地	芳賀町大字祖母井
農業倉庫	大内中央低温倉庫敷地 ほか2ヶ所	真岡市飯貝 ほか

【キャッシュ・フロー計算書に関する注記】
1. 現金及び現金同等物の資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	6 年度	7 年度
1. 当期末処分剰余金	623,979,354	413,887,574
2. 任意積立金取崩額	—	2,015,199,010
3. 剰余金処分額	362,782,387	2,156,603,257
(1) 利益準備金	50,000,000	40,000,000
(2) 任意積立金	281,703,672	2,097,554,688
信用事業基盤整備強化積立金	(30,000,000)	(40,000,000)
税効果調整積立金	(21,702,673)	(12,354,679)
事業体制再編整備運営積立金	(999)	(999)
経営安定化積立金	(230,000,000)	(2,045,199,010)
(3) 出資配当金	31,078,715	19,048,569
4. 次期繰越剰余金	261,196,967	272,483,327

(注) 1. 出資配当金の基準は次のとおりです。

令和6年度 0.8% 令和7年度 0.5%

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度 20,000千円 令和7年度 20,000千円

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額及び取崩基準は次のとおりです。

種 類	積立目的	積立目標額及び取崩基準
信用事業 基盤整備 強化積立金	組合員の期待と信頼に応える事業機能を発揮するために強固な財務基盤を確立するため。	積立目標額：25億円 取崩基準：信用事業における様々なリスクへの対応と、将来のシステム化・サービス充実のための諸対応のため、理事会の決議により支出できるものとする。
肥料価格 安定事業 準備金	肥料価格の年間安定を図るため。	積立目標額：「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき全農栃木県本部が示す額（面積予約数量×一定の単価） 取崩基準：肥料価格の期中改定により値上がりが発生した場合には、「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき、取崩す。
教育基金 積立金	組合における教育活動を長期的かつ安定的に実施するため。	積立目標額：6億円 取崩基準：次に示す①または②の費用支出を行ったときは、当該目的積立金の金額を取り崩すことができる。 ①組合員の教育活動への支出 ②その他積立目的に類する支出
営農施設 設置運営 積立金	農業生産コストの低減を図る優良な営農施設の設置及びその安定的運営に必要な財務基盤を確立するため。	積立目標額：10億円 取崩基準：積立目的が達成された場合及び事業を廃止したときは全額を取崩す。
高齢者 福祉事業 運営積立金	デイサービスセンター等高齢者福祉関連施設の設置とその安定的な運営及び高齢者福祉活動の促進に必要な財務基盤を確立するため。	積立目標額：5億円 取崩基準：積立目標が達成された場合及び事業を廃止したときは全額を取崩す。
税効果 調整積立金	税効果会計による繰延税金資産（法人税等の前払い分）について将来の減少に備えるため。	積立目標額：税効果会計による繰延税金資産相当額 取崩基準：法人税等の前払金額が回収された年度においてその回収金額を取崩す。
事業体制 再編整備 運営積立金	事業実施体制の再構築を図るため、店舗の統合再編及び経済事業改革に伴う新たな施設の設置に必要な財務基盤の確立と円滑な運営に充てるため。	積立目標額：5億円 取崩基準：積立目的が達成された場合は、各事業年度末において整備対象施設の償却費相当額を取崩す。
経営安定化 積立金	大規模災害、債権の引当・償却、固定資産の減損処理、一時的な抛出に伴う剰余金の減少に対応し、必要な財務基盤を確立するため。	積立目標額：10億円 取崩基準：次の事項が生じたときは、理事会の決議により取り崩すことができる。 ①大規模災害等による被害が発生した場合の事業継続のために施設復旧等に要する費用 ②不良債権の引当・償却、及び固定資産等の資産の減損処理等による費用 ③一時的な抛出等による費用 ④会計基準変更による影響額 ⑤その他、経営安定に重大な影響を及ぼす費用

5. 部門別損益計算書

【令和6年度】令和6年3月1日から令和7年2月28日まで

(1) 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分		合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	10,690,515	1,403,939	1,133,006	7,212,450	925,434	15,685	
事業費用	②	6,656,546	306,086	80,874	5,592,858	579,035	97,691	
事業総利益 (①－②)	③	4,033,968	1,097,853	1,052,132	1,619,591	346,398	△82,006	
事業管理費	④	3,912,433	889,676	826,914	1,473,040	429,290	293,511	
(うち減価償却費)	⑤	(300,667)	(28,639)	(26,847)	(234,955)	(6,956)	(3,269)	
(うち人件費)	⑤'	(2,929,242)	(634,131)	(708,596)	(936,055)	(374,930)	(275,528)	
うち共通管理費	⑥		(209,804)	(156,700)	(382,632)	(72,376)	(24,641)	(△846,155)
(うち減価償却費)	⑦		(2,917)	(2,957)	(5,504)	(1,819)	(992)	(△14,191)
(うち人件費)	⑦'		(93,721)	(69,646)	(170,841)	(31,962)	(10,713)	(△376,886)
事業利益 (③－④)	⑧	121,534	208,176	225,218	146,550	△82,892	△375,517	
事業外収益	⑨	165,090	41,053	30,507	74,835	14,000	4,692	
うち共通分	⑩		41,053	30,507	74,835	14,000	4,692	△165,090
事業外費用	⑪	31,642	7,868	5,847	14,343	2,683	899	
うち共通分	⑫		7,868	5,847	14,343	2,683	899	△31,642
経常利益 (⑧＋⑨－⑪)	⑬	254,982	241,361	249,878	207,042	△71,575	△371,724	
特別利益	⑭	1,435	357	265	650	121	40	
うち共通分	⑮		357	265	650	121	40	△1,435
特別損失	⑯	28,991	7,209	5,357	13,141	2,458	824	
うち共通分	⑰		7,209	5,357	13,141	2,458	824	△28,991
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑰)	⑱	227,426	234,508	244,786	194,550	△73,911	△372,507	
営農指導事業分配賦額	⑲		94,950	71,382	172,867	33,307	△372,507	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲)	⑳	227,426	139,558	173,404	21,683	△107,219		

(注) 1. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課(割り振ることが)できない部分

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割・人件費を除いた事業管理費割・人員割の平均値による配賦

(2) 営農指導事業

事業総利益割・人件費を除いた事業管理費割・人員割の平均値による配賦

(注) 3. 配賦割合 (2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位: %)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	24.89	18.47	45.32	8.48	2.84	100.00
営農指導事業	25.50	19.16	46.40	8.94		100.00

(2) 予算統制の状況

(単位: 千円)

区 分		当初予算額	修正額	修正後予算額c	決算額d	差引c-d
事業管理費		3,906,414	-	3,906,414	3,912,433	△6,019
営農指導事業	収入a	16,085	-	16,085	15,685	399
	支出b	125,270	-	125,270	97,691	27,578
	差引a-b	△109,185	-	△109,185	△82,006	△27,178

(3) 専属事業損益の内訳

(単位: 千円)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
経常利益 a (⑬の額)	241,361	249,878	207,042	△71,575	△371,724
減価償却費 b (⑤-⑦)	25,721	23,890	229,450	5,136	2,276
共通管理費等 c (⑥-⑩+⑫)	176,619	132,039	322,141	61,059	20,848
専属事業損益 a + b + c	443,702	405,808	758,633	△5,379	△348,599

(4) 部門別の資産

(単位: 千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	経済事業	共通資産
事業別の総資産	213,723,919	189,714,718	5,527	2,772,785	21,230,888
総資産 (共通資産配賦後)	213,723,919	210,639,175	6,136	3,078,607	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準
事業別の資産割合による配賦

【令和7年度】令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

(1) 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分		合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	10,986,466	1,824,536	1,160,534	7,064,478	921,441	15,474	
事業費用	②	7,116,393	604,098	94,888	5,721,727	600,091	95,587	
事業総利益 (①－②)	③	3,870,072	1,220,437	1,065,646	1,342,751	321,350	△80,112	
事業管理費	④	3,784,876	897,929	788,339	1,439,178	380,972	278,456	
(うち減価償却費)	⑤	(279,263)	(27,963)	(24,954)	(218,466)	(5,235)	(2,643)	
(うち人件費)	⑤'	(2,809,277)	(627,448)	(670,055)	(918,993)	(331,014)	(261,765)	
うち共通管理費	⑥		(217,570)	(153,162)	(352,325)	(64,029)	(22,894)	(△809,982)
(うち減価償却費)	⑦		(2,326)	(2,332)	(3,609)	(1,083)	(575)	(△9,927)
(うち人件費)	⑦'		(91,944)	(64,429)	(148,959)	(26,888)	(9,534)	(△341,755)
事業利益 (③－④)	⑧	85,195	322,508	277,306	△96,427	△59,621	△358,569	
事業外収益	⑨	147,626	39,716	27,831	64,344	11,614	4,118	
うち共通分	⑩		39,716	27,831	64,344	11,614	4,118	△147,626
事業外費用	⑪	30,272	8,144	5,707	13,194	2,381	844	
うち共通分	⑫		8,144	5,707	13,194	2,381	844	△30,272
経常利益 (⑧＋⑨－⑪)	⑬	202,549	354,080	299,430	△45,277	△50,388	△355,295	
特別利益	⑭	3,042	818	573	1,326	239	84	
うち共通分	⑮		818	573	1,326	239	84	△3,042
特別損失	⑯	18,891	5,082	3,561	8,234	1,486	527	
うち共通分	⑰		5,082	3,561	8,234	1,486	527	△18,891
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯)	⑱	186,701	349,817	296,442	△52,184	△51,635	△355,737	
営農指導事業分配賦額	⑲		97,823	69,431	159,031	29,451	△355,737	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲)	⑳	186,701	251,993	227,011	△211,216	△81,086		

(注) 1. ①・②の「合計」欄は、各事業の収益・費用の単純合計値を記載しています。一方、損益計算書上の事業収益・事業費用は、農業協同組合施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません。

2. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課（割り振ることが）できない部分

3. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割・人件費を除いた事業管理費割・人員割の平均値による配賦

(2) 営農指導事業

事業総利益割・人件費を除いた事業管理費割・人員割の平均値による配賦

(注) 3. 配賦割合 (2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位: %)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	26.93	18.85	43.58	7.86	2.78	100.00
営農指導事業	27.52	19.51	44.70	8.27		100.00

(2) 予算統制の状況

(単位: 千円)

区 分		当初予算額	修正額	修正後予算額c	決算額d	差引c-d
事業管理費		3,804,044	-	3,804,044	3,784,876	19,167
営農指導事業	収入a	16,053	-	16,053	15,474	578
	支出b	113,140	-	113,140	95,587	17,552
	差引a-b	△97,087	-	△97,087	△80,112	△16,974

(3) 専属事業損益の内訳

(単位: 千円)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
経常利益 a (⑬の額)	354,080	299,430	△45,277	△50,388	△355,295
減価償却費 b (⑤-⑦)	25,636	22,621	214,857	4,152	2,068
共通管理費等 c (⑥-⑩+⑫)	185,998	131,038	301,174	54,796	19,620
専属事業損益 a + b + c	565,715	453,090	470,755	8,560	△333,606

(4) 部門別の資産

(単位: 千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	経済事業	共通資産
事業別の総資産	214,879,695	190,346,968	11,988	3,548,402	20,972,336
総資産 (共通資産配賦後)	214,879,695	210,934,225	13,285	3,932,184	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準
事業別の資産割合による配賦

6. 会計監査人の監査

令和6年度及び7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
経常収益（事業収益）	18,293	17,842	18,617	10,690	11,866
信用事業収益	1,465	1,342	1,292	1,403	1,824
共済事業収益	1,226	1,177	1,141	1,133	1,160
農業関連事業収益	13,758	14,363	15,182	7,212	7,208
生活その他事業収益	1,825	938	984	925	1,657
営農指導事業収益	17	19	15	15	15
経常利益	505	407	525	525	202
当期剰余金	345	270	164	190	152
出資金 （出資口数）	3,960 (3,960,203)	3,956 (3,956,114)	3,946 (3,946,985)	3,883 (3,883,459)	3,818 (3,818,709)
純資産額	17,639	16,566	16,521	15,445	14,134
総資産額	215,539	215,321	214,587	213,723	214,879
貯金等残高	191,848	193,078	192,253	191,773	195,011
貸出金残高	36,975	38,231	39,559	40,489	44,399
有価証券残高	20,692	20,105	19,278	19,043	19,954
剰余金配当金額	58	35	31	31	19
職員数	391	387	379	357	351
単体自己資本比率	19.39	19.74	20.01	20.23	21.20

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 単体自己資本比率は、農協法第11条の2に基づいた自己資本比率を記載しています。
4. 農業関連事業収益において委託販売にかかる販売高については、事業収益に含まれておりません。
5. 信託業務の取り扱いはありません。

2. 利益総括表

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	6 年度	7 年度	増 減
資金運用収支	1,187	1,309	122
役務取引等収支	69	76	6
その他信用事業収支	△ 159	△ 165	△ 6
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	1,260 (0.66)	1,385 (0.72)	125 (0.06)
事業粗利益 （事業粗利益率）	3,999 (1.78)	3,953 (1.74)	△ 46 (△ 0.03)
事業純益	87	168	81
実質事業純益	87	168	81
コア事業純益	83	168	84
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く）	83	168	84

- (注) 1. 「信用事業粗利益率」は、「信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100」で算出をしています。
2. 「事業粗利益率」は、「事業粗利益／総資産平均残高×100」で算出をしています。

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	6 年度			7 年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	188,573	1,289	0.68	189,421	1,710	0.90
うち預金	127,051	785	0.61	123,977	1,071	0.86
うち有価証券	21,577	134	0.62	22,615	150	0.66
うち貸出金	39,945	369	0.92	42,828	488	1.14
資金調達勘定	189,960	101	0.05	190,911	400	0.21
うち貯金・定期積金	189,958	101	0.05	190,911	400	0.21
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	2	—	0.00	0	—	0.00
総資金利ざや	—	—	0.27	—	—	0.33

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達利回り（資金調達原価率）

2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。

3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円、%)

項 目	6 年度増減額	7 年度増減額
受取利息（A）	99	421
うち預金	160	285
うち有価証券	3	16
うち貸出金	△ 64	118
支払利息（B）	87	299
うち貯金・定期積金	87	299
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差引（C）＝（A）－（B）	11	122

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。

3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
流動性貯金	113,223 (59.6)	118,014 (61.8)	4,791
定期性貯金	76,735 (40.3)	72,896 (38.1)	△ 3,838
小 計	189,958 (100.0)	190,911 (100.0)	953
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合 計	189,958 (100.0)	190,911 (100.0)	953

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋納税準備貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
定期貯金	74,217 (100.0)	70,970 (100.0)	△ 3,246
うち固定自由金利定期	74,205 (99.9)	70,955 (99.9)	△ 3,250
うち変動自由金利定期	11 (0.0)	15 (0.0)	3

(注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
手形貸付金	157	87	△ 70
証書貸付金	37,631	39,903	2,272
当座貸越	615	511	△ 103
割引手形	—	—	—
金融機関貸付金	1,548	2,326	777
合 計	39,952	42,828	2,875

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
固定金利貸出	16,128 (39.8)	14,414 (32.4)	△ 1,713
変動金利貸出	24,360 (60.1)	29,985 (67.5)	5,624
合 計	40,489 (100.0)	44,399 (100.0)	3,910

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
自店貯金担保	251	229	△ 22
有価証券担保	—	—	—
商業手形担保	—	—	—
不動産担保	26,205	29,212	3,007
共済証書	329	288	△ 41
その他担保	—	—	—
担保合計	26,786	29,730	2,943
農業信用基金協会保証	3,462	4,054	592
個人保証	109	92	△ 17
その他保証	8,562	7,921	△ 640
保証合計	12,133	12,068	△ 64
信用貸越	1,569	2,601	1,032
合 計	40,489	44,399	3,910

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小 計	—	—	—
信用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、％)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
設備資金	28,750 (71.0)	32,386 (72.9)	3,635
運転資金	11,738 (28.9)	12,013 (27.0)	274
合 計	40,489 (100.0)	44,399 (100.0)	3,910

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、％)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
農 業	6,353 (15.6)	6,980 (15.7)	627
林 業	37 (0.0)	35 (0.0)	△ 1
水産業	— (—)	— (—)	—
製造業	8,047 (19.8)	10,007 (22.5)	1,959
鉱 業	259 (0.6)	251 (0.5)	△ 7
建設・不動産業	3,079 (7.6)	3,097 (6.9)	17
電気・ガス・熱供給水道業	401 (0.9)	451 (1.0)	49
運輸・通信業	1,545 (3.8)	1,763 (3.9)	218
金融・保険業	1,726 (4.2)	2,725 (6.1)	998
卸売・小売・サービス業・飲食業	6,125 (15.1)	6,804 (15.3)	678
地方公共団体	7,794 (19.2)	7,118 (16.0)	△ 676
非営利法人	78 (0.1)	52 (0.1)	△ 26
その他	5,040 (12.4)	5,112 (11.5)	72
合 計	40,489 (100.0)	44,399 (100.0)	3,910

(注) () 内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
穀作	871	1,025	153
野菜・園芸	1,231	1,507	276
果樹・樹園農業	112	153	41
工芸作物	5	12	6
養豚・肉牛・酪農	129	194	64
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	457	427	△ 29
農業関連団体等	—	—	—
合 計	2,807	3,321	513

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、⑥貸出金の業種別残高は、債務者の業種で、⑦主要な農業関係の貸出金残高は、資金使途別の貸出金残高であり、集計方法が異なるため、貸出金残高は一致しません。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
プロパー資金	2,227	2,706	479
農業制度資金	580	614	34
農業近代化資金	532	577	45
その他制度資金	47	37	△ 10
合 計	2,807	3,321	513

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	—	—	—

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び
金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額				(参考)
			担 保	保 証	引 当	合 計	購買未収金
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(A)	6年度	210	119	22	68	210	59
	7年度	218	125	50	42	218	56
危険債権(B)	6年度	169	22	59	87	169	7
	7年度	123	14	24	84	123	6
要管理債権(C)	6年度	—	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	6年度	—	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	6年度	—	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—	—
小計(D=A+B+C)	6年度	380	142	81	156	380	67
	7年度	342	140	75	126	342	62
正常債権(E)	6年度	40,141					437
	7年度	44,115					695
合 計(D+E)	6年度	40,522					504
	7年度	44,458					758

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

【6年度】

(単位：百万円)

種 類	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	233	205	19	214	205
(うち個別貸倒引当金勘定)	(225)	(198)	(19)	(206)	(198)
信用事業	189	162	18	170	162
(うち個別貸倒引当金勘定)	(181)	(156)	(18)	(163)	(156)
共済事業	—	—	—	—	—
購買事業	41	40	0	40	40
(うち個別貸倒引当金勘定)	(41)	(40)	(0)	(40)	(40)
販売事業	0	0	—	0	0
(うち個別貸倒引当金勘定)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他事業	2	2	—	2	2
(うち個別貸倒引当金勘定)	(2)	(2)	(—)	(2)	(2)

【 7 年度】

(単位：百万円)

種 類	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金勘定)	205 (198)	172 (165)	4 (4)	200 (193)	172 (165)
信用事業 (うち個別貸倒引当金勘定)	162 (156)	132 (126)	— (—)	162 (156)	132 (126)
共済事業	—	—	—	—	—
購買事業 (うち個別貸倒引当金勘定)	40 (40)	37 (37)	4 (4)	35 (35)	37 (37)
販売事業 (うち個別貸倒引当金勘定)	0 (—)	0 (—)	— (—)	0 (—)	0 (—)
その他事業 (うち個別貸倒引当金勘定)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	1 (1)

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	6 年度	7 年度
貸出金償却額（信用）	0	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		6 年度		7 年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	34,647	240,632	38,537	244,676
	金額	28,051	51,401	33,440	54,539
代金取立為替	件数	—	2	—	—
	金額	—	0	—	—
雑為替	件数	1,607	1,159	1,247	783
	金額	170	106	100	33
合 計	件数	36,254	241,793	39,784	245,459
	金額	28,221	51,508	33,540	54,573

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	6 年度	7 年度	増減
国 債	18,877	19,837	960
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
社 債	2,699	2,777	77
株 式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	21,577	22,615	1,037

② 商品有価証券種類別平均残高

令和 6 年度・7 年度において、該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合 計
6 年度								
国 債	—	310	1,547	—	192	14,425	—	16,476
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	706	297	1,475	—	87	—	2,567
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
7 年度								
国 債	—	1,529	585	—	2,300	12,911	—	17,327
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	1,096	91	1,357	—	81	—	2,627
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[売買目的有価証券]

売買目的有価証券については、当 J A では投機的運用を行わないため保有しておりません。

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種 類	6 年度			7 年度		
		取得価額	貸借対照表計上額	差 額	取得価額	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が 取得価額を 超えないもの	社 債	100	99	△ 0	100	98	△ 1

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	6 年度			7 年度		
		取得価額	貸借対照表計上額	差 額	取得価額	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が 取得価額を 超えるもの	国 債	1,533	1,560	27	2,517	2,528	10
	社 債	800	808	8	600	601	1
	小 計	2,333	2,369	35	3,117	3,130	12
貸借対照表 計上額が 取得価額を 超えないもの	国 債	17,607	14,915	△ 2,692	18,790	14,798	△ 3,991
	社 債	1,800	1,658	△ 141	2,099	1,926	△ 173
	小 計	19,407	16,574	△ 2,833	20,890	16,724	△ 4,165
合 計		21,741	18,943	△ 2,798	24,008	19,854	△ 4,153

(注) 取得価額は償却原価によっています。

② 金銭の信託の時価情報等

令和 6 年度・7 年度において、該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

令和 6 年度・7 年度において、該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：百万円）

	6年度	7年度
投資信託残高（ファンドラップ含む）	4,171	6,013

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です

② 残高有り投資信託口座

（単位：口座）

	6年度	7年度
残高有り投資信託口座数	2,402	2,574

IV 経営諸指標

1. 利益率

（単位：％）

項 目	6年度	7年度	増 減
総資産経常利益率	0.12	0.08	△ 0.03
資本経常利益率	1.40	1.11	△ 0.29
総資産当期純利益率	0.08	0.06	△ 0.02
資本当期純利益率	1.04	0.83	△ 0.21

（注） 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

（単位：％）

項 目		6年度	7年度	増 減
貯貸率	期 末	21.11	22.96	1.85
	期中平均	21.03	22.44	1.40
貯証率	期 末	9.93	10.32	0.39
	期中平均	11.36	11.84	0.48

（注） 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 単体自己資本の充実の状況

1. 単体自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	6 年度	7 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,212	18,269
うち、出資金及び資本準備金の額	3,953	3,888
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	14,308	14,430
うち、外部流出予定額 (△)	31	19
うち、上記以外に該当するものの額	△ 18	△ 30
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	6
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	6
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	18,218	18,275
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	9	8
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	8
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9	8
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	18,209	18,266
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	82,035	85,090
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,948	1,072
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	89,984	86,162
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (二)	20.23%	21.20%

- (注) 1. 自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額については標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 単体自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

				6 年度			7 年度		
信用リスク・アセット				エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金			917	—	—			
	我が国の中央政府及び中央銀行向け			19,179	—	—			
	我が国の地方公共団体向け			7,805	—	—			
	地方公共団体金融機構向け			201	20	0			
	我が国の政府関係機関向け			701	70	2			
	地方三公社向け			—	—	—			
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け			129,324	25,864	1,034			
	法人等向け			1,801	810	32			
	中小企業等向け及び個人向け			3,184	980	39			
	抵当権付住宅ローン			782	248	9			
	不動産取得等事業向け			268	247	9			
	三月以上延滞等			359	184	7			
	取立未済手形			14	2	0			
	信用保証協会等保証付			26,701	2,647	105			
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			—	—	—			
	共済約款貸付			—	—	—			
	出資等			1,090	1,090	43			
		(うち出資等のエクスポージャー)		1,090	1,090	43			
		(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—			
	上記以外			24,384	49,867	1,994			
		(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		—	—	—			
		(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の 対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		16,358	40,897	1,635			
		(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る エクスポージャー)		684	1,712	68			
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)		—	—	—			
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連 調達手段に係る 5 % 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)		—	—	—			
		(うち上記以外のエクスポージャー)		7,341	7,257	290			
	証券化			—	—	—			
		(うち S T C 要件適用分)		—	—	—			
		(うち非 S T C 適用分)		—	—	—			
	再証券化			—	—	—			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポー ジャー			—	—	—			
		(うちルックスルー方式)		—	—	—			
		(うちマンドート方式)		—	—	—			
		(うち蓋然性方式250%)		—	—	—			
		(うち蓋然性方式400%)		—	—	—			
		(うちフォールバック方式)		—	—	—			
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			—	—	—			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった ものの額 (△)			—	—	—			
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計			216,717	82,035	3,281			
	C V A リスク相当額 ÷ 8 %			—	—	—			
	中央清算機関関連エクスポージャー			—	—	—			
	信用リスク・アセットの額の合計額			216,717	82,035	3,281			
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞			オペレーショナル・リスク 相当額を 8 % で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を 8 % で除して得た額		所要自己資本額	
			a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %	
			7,948		317				
所要自己資本額計			リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	
			a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %	
			89,984		3,599				

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。

- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当 J A では基礎的手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額の算出方法（基礎的手法）

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額 ならびに区分ごとの内訳

（単位：百万円）

		6 年度			7 年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金					747	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け					21,357	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け					—	—	—
国際決済銀行等向け					—	—	—
我が国の地方公共団体向け					7,129	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け					—	—	—
国際開発銀行向け					—	—	—
地方公共団体金融機構向け					201	20	0
我が国の政府関係機関向け					701	70	2
地方三公社向け					—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け					125,065	25,094	1,003
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）					—	—	—
カバード・ボンド向け					—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）					1,902	861	34
（うち特定貸付債権向け）					—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け					2,117	787	31
（うちトランザクター向け）					58	26	1
不動産関連向け					2,181	867	34
（うち自己居住用不動産等向け）					1,434	306	12
（うち賃貸用不動産向け）					741	557	22
（うち事業用不動産関連向け）					5	3	0
（うちその他不動産関連向け）					—	—	—
（うちADC向け）					—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等					—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）					337	188	7
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					—	—	—
取立未済手形					25	5	0
信用保証協会等による保証付					30,453	3,024	120
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					—	—	—
共済約款貸付					—	—	—
株式等					1,090	1,090	43
上記以外					25,977	53,080	2,123
（うち重要な出資のエクスポージャー）					—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）					—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の 対象資本調達手段に係るエクスポージャー）					17,371	43,429	1,737
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に 係るエクスポージャー）					696	1,742	69
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連 調達手段に関するエクスポージャー）					—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連 調達手段に係るエクスポージャー）					—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）					7,908	7,908	316

			6 年度			7 年度		
信用リスク・アセット			エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	証券化					—	—	—
		(うちSTC要件適用分)				—	—	—
		(うち短期STC要件適用分)				—	—	—
		(うち不良債権証券化適用分)				—	—	—
		(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)				—	—	—
	再証券化					—	—	—
		リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				—	—	—
		(うちルックスルー方式)				—	—	—
		(うちマンドート方式)				—	—	—
		(うち蓋然性方式250%)				—	—	—
		(うち蓋然性方式400%)				—	—	—
		(うちフォールバック方式)				—	—	—
		他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)				—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計					219,289	85,090	3,403
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)					—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー					—	—	—
	信用リスク・アセットの額の合計額					219,289	85,090	3,403
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 〈簡易方式・標準的方式〉		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額			
		a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %			
				—	—			
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額			
		a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %			
				1,072	42			
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額			
		a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %			
				86,162	3,446			

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

項 目	6年度	7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		1,072
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		42
BI		715
BIC		85

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポート	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の 公共部門向けエクスポート		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポート	R & I, M o o d y ' s, J C R, S & P, F i t c h	
金融機関向けエクスポート	R & I, M o o d y ' s, J C R, S & P, F i t c h	
法人等向けエクスポート	R & I, M o o d y ' s, J C R, S & P, F i t c h	

② 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び 延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

項 目		6 年 度				7 年 度			
		信用リスクに 関するエクス ポート の期末残高	うち 貸出金等	うち 債権	三月以上 延滞エクス ポート	信用リスクに 関するエクス ポート の期末残高	うち 貸出金等	うち 債権	延滞エクス ポート
法 人	農 業	394	394	—	—	627	627	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	151	151	—	—	136	136	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	900	—	900	—	900	—	900	—
	運輸・通信業	965	59	901	59	1,064	57	1,001	57
	金融・保険業	146,689	1,406	903	—	143,377	2,419	903	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	709	12	—	—	704	8	—	—
	日本国政府地方公共団体	26,984	7,805	19,179	—	28,487	7,129	21,357	—
	上記以外	300	—	—	—	377	—	—	—
個 人		30,754	30,712	—	272	34,240	34,195	—	259
その他		8,866	—	—	—	9,373	—	—	—
業種別残高計		216,717	40,542	21,884	332	219,289	44,574	24,163	317
	1年以下	124,998	674	—	—	119,785	721	—	—
	1年超3年以下	2,645	1,635	1,009	—	4,165	1,530	2,634	—
	3年超5年以下	4,423	2,688	1,735	—	3,339	2,740	599	—
	5年超7年以下	3,950	2,348	1,601	—	3,696	2,195	1,501	—
	7年超10年以下	5,753	5,555	198	—	11,115	8,592	2,523	—
	10年超	44,125	26,786	17,339	—	45,038	28,133	16,905	—
	期限の定めのないもの	30,820	854	—	—	32,146	659	—	—
	残存期間別残高計	216,717	40,542	21,884	—	219,289	44,574	24,163	—
平均残高計		188,600	39,976	21,572	—	190,367	43,782	22,607	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、信用リスクに関するエクスポートは国内のみとなります。

2. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクス

ポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	6 年度					7 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	7	6	—	7	6	6	6	—	6	6
個別貸倒引当金	227	196	19	206	198	198	165	4	193	165

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	6 年度						7 年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	18	—	—	18	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	54	49	—	52	51	51	49	—	51	49	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食 サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	154	147	19	135	147	0	147	116	4	142	116	—
業種別計	227	196	19	206	198	0	198	165	4	193	165	—

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

【7年度】

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F=E/(C+D)
現金	0	0	—	0	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	21	—	21	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	7	—	7	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	0	—	0	—	0	10%
我が国の政府関係機関向け	10～20	0	—	0	—	0	10%
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	125	—	125	—	25	20%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	1	—	1	—	0	45%
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2	0	1	0	0	40%
（うちトラランザクター向け）	45	—	0	—	0	0	45%
不動産関連向け	20～150	2	—	2	—	0	40%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	1	—	1	—	0	21%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	0	—	0	—	0	78%
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	0	—	0	—	0	70%
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	0	0	0	0	0	111%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	0	—	0	—	0	20%
信用保証協会等による保証付	0～10	30	—	30	—	3	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	1	—	1	—	1	100%
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	25	—	25	—	53	204%
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	17	—	17	—	43	250%
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	0	—	0	—	1	250%
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	7	—	7	—	7	100%
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	85	—

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を
 勘案した後のエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)																							
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計											
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21		—		—		—		—		—		21											
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—											
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—											
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計										
我が国の地方公共団体向け	7		—		—		—		—		—		—	7										
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—		—	—										
地方公共団体金融機構向け	—		0		—		—		—		—		—	0										
我が国の政府関係機関向け	—		0		—		—		—		—		—	0										
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—		—	—										
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計										
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—		—	—										
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計									
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	124		0		—		—		—		—		—	0	125									
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—		—		—		—		—		—		—	—	—									
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計									
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—		—	—	—									
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計								
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	0		1		—		—		—		—		—	—	—	1								
(うち特定貸付債権向け)	—		—		—		—		—		—		—	—	—	—								
	100%			150%			250%			400%			その他		合計									
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—		—	—								
株式等	—			—			1			—			—		—	1								
	45%				75%				100%				その他		合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け	0				0				—				1		1	1								
(うちトランザクター向け)	0				—				—				—		—	0								
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	0		—		—		—		0		—		—		—	—	—	0	1	1	1			
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%	その他	合計			
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—		—		—		—		—		0		—		—	0		—	—	0	0			
	70%				90%				110%				112.50%				150%		その他		合計			
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	0				—				—				—				—		—		—	0	0	
	60%						その他						合計											
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—						—						—						—					
	100%				150%				その他				合計											
不動産関連向け うちADC向け	—				—				—				—				—							
	50%				100%				150%				その他				合計							
延滞等向け(自己居住用不動産等 向けを除く。)	0				0				0				0				0							
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	—				—				—				—				—							
	0%			10%			20%			100%			その他			合計								
現金	0			—			—			—			—			0								
取立未済手形	—			—			0			—			—			0								
信用保証協会等による保証付	—			30			—			—			0			30								
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	—			—			—			—			—			—								
共済約款貸付	—			—			—			—			—			—								

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

項 目		6 年度			7 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0 %	—	28,390	28,390			
	リスク・ウェイト 2 %	—	—	—			
	リスク・ウェイト 4 %	—	—	—			
	リスク・ウェイト 10 %	—	27,376	27,376			
	リスク・ウェイト 20 %	300	131,575	131,875			
	リスク・ウェイト 35 %	—	625	625			
	リスク・ウェイト 50 %	1,501	722	2,223			
	リスク・ウェイト 75 %	—	399	399			
	リスク・ウェイト 100 %	—	8,706	8,706			
	リスク・ウェイト 150 %	—	75	75			
	リスク・ウェイト 250 %	—	17,043	17,043			
	その他	—	—	—			
	リスク・ウェイト1250%を適用する残高	—	—	—			
計		1,801	214,915	216,717			

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. リスク・ウェイト 1250%を適用する残高には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャー等リスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円・%)

リスク・ウェイト区分	7 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	188	—	—	188
40%～70%	2	0	10%	2
75%	0	0	10%	0
80%	—	—	—	—
85%	0	—	—	0
90%～100%	0	0	10%	0
105%～130%	0	—	—	0
150%	0	0	10%	0
250%	1	—	—	1
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	0	10%	0
合計	193	0	10%	192

- (注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	6 年度		7 年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—		
我が国の政府関係機関向け	—	—		
地方三公社向け	—	—		
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—		
法人等向け	—	—		
中小企業等向け及び個人向け	52	2,554		
抵当権付住宅ローン	—	147		
不動産取得等事業向け	—	—		
三月以上延滞等	—	—		
中央清算機関関連	—	—		
上記以外	—	104		
合 計	52	2,805		

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%以上になったエクスポージャーのことです。
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・固定資産等が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	6 年度		7 年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け			—	—
我が国の政府関係機関向け			—	—
地方三公社向け			—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）			—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け			33	1,425
自己居住用不動産等向け			2	1,384
賃貸用不動産向け			—	—
事業用不動産関連向け			—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）			—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			—	—
証券化			—	—
中央清算機関関連			—	—
上記以外			—	—
合計			35	2,810

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産等)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当JAでは、「オペレーショナル・リスク」を、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務等について事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスク等については、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク管理委員会等に報告する体制を整備し、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILD C（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要

素)を合計して算出しています。なお、I L D C、S C及びF Cの額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しています。

◇ I L Mの算出方法

I L M (内部損失乗数)は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、B Iの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当 J Aにおいては、これらを①子会社出資、②その他有価証券、③系統出資及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析のほか、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L M等を考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーまたは株式等の評価等については、①子会社については、取得原価を記載し毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	6 年度		7 年度	
	貸借対照表上	時価評価額	貸借対照表上	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	16,043	16,043	16,043	16,043
合 計	16,043	16,043	16,043	16,043

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

6 年度			7 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

6 年度		7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

6 年度		7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
(単位：百万円)

項 目	6 年度	7 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金利の変化により保有する資産・負債の損益または経済的価値が変動するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとではかの市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備等により厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するＩＲＲＢＢの比率の管理や収支シミュレーションの分析等を行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、ＩＲＲＢＢを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ ＥＶＥ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用していません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

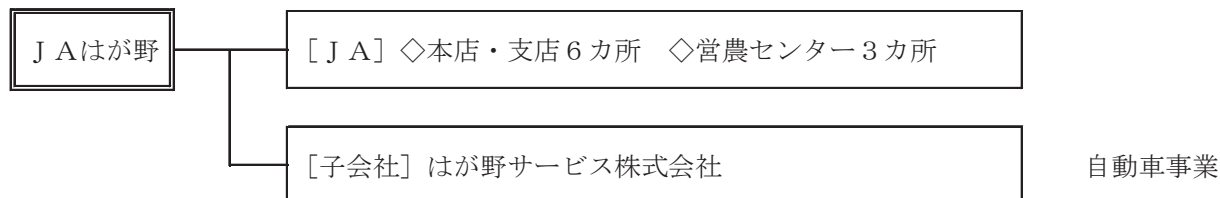
区 分	$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
	前期末	当期末	前期末	当期末
上方平行シフト	1,202	1,037	152	152
下方平行シフト	—	—	—	—
スティープ化	1,510	1,304		
フラット化	—	—		
短期金利上昇	—	—		
短期金利低下	381	257		
最大値	1,510	1,304	152	152
	前期末		当期末	
自己資本の額	18,209		18,266	

VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J Aはが野のグループは、当 J A、子会社 2 社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。



(2) 子会社等の状況

名 称	はが野サービス株式会社
主たる事業所の所在地	栃木県真岡市田町1356番地5
事業の内容	自動車事業
設立年月日	平成13年10月1日
資本金（百万円）	50
当 J A の議決権比率	100%
他の子会社等の議決権比率	0%

(3) 令和 7 年度連結事業概況

◇連結子会社の事業概況

①事業の概況

令和 7 年度の当 J A の連結決算は、子会社を連結し、関連法人等 1 社に対して持分法を適用しています。

連結決算の内容は、連結経常収益 217 百万円、連結当期剰余金 162 百万円、連結純資産 14,433 百万円、連結総資産 214,899 百万円で、連結自己資本比率は 21.53%となりました。

②連結子会社等の事業概況

はが野サービス株式会社

令和 7 年度は、自動車事業において多くの組合員・利用者にご利用いただきました。この結果、当期利益は 9 百万円（対前年比 93.88%）となりました。

なお、供給実績は以下のとおりです。

供給実績

（単位：百万円）

区 分	6 年度	7 年度
自動車事業	344	388

(4) 最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、%）

項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
連結経常収益（事業収益）	18,684	18,220	19,035	11,111	11,453
信用事業収益	1,465	1,342	1,292	1,403	1,824
共済事業収益	1,226	1,177	1,141	1,132	1,160
農業関連事業収益	14,236	14,105	14,990	7,023	6,809
その他事業収益	1,757	1,595	1,610	1,551	1,658
連結経常利益	525	426	541	270	217
連結当期剰余金	358	283	174	200	162
連結純資産額	17,898	16,838	16,801	15,735	14,433
連結総資産額	215,697	215,480	214,764	214,048	214,899
連結自己資本比率	19.59	19.94	20.21	20.41	21.53

（注）連結自己資本比率は、農協法第 11 条の 2 に基づいた自己資本比率を記載しています。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	6年度 令和7年 2月28日現在	7年度 令和8年 2月28日現在	科 目	6年度 令和7年 2月28日現在	7年度 令和8年 2月28日現在
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	190,032,301	190,349,173	1. 信用事業負債	192,986,696	194,684,310
(1) 現金	918,104	904,950	(1) 貯金	191,761,656	192,982,677
(2) 預金	128,865,137	124,093,017	(2) 借入金	676	—
系統預金	128,564,519	123,715,802	(3) その他の信用事業負債	1,224,364	1,701,633
系統外預金	300,617	377,215	未払費用	43,918	147,160
(3) 有価証券	19,043,210	19,954,730	その他の負債	1,180,446	1,554,472
国債	16,476,170	17,327,250	2. 共済事業負債	994,561	1,138,087
社債	2,567,040	2,627,480	(1) 共済資金	572,095	697,042
(4) 商品金銭債権	104	146	(2) 未経過共済付加収入	408,526	417,497
(5) 貸出金	40,489,216	44,399,839	(3) 共済未払費用	13,812	23,406
(6) その他の信用事業資産	879,067	1,128,986	(4) その他の共済事業負債	127	141
未収収益	859,321	1,092,470	3. 経済事業負債	1,800,684	2,158,400
その他の資産	19,745	36,515	(1) 経済事業未払金	726,653	1,130,525
(7) 貸倒引当金	△ 162,538	△ 132,495	(2) 経済受託債務	306,004	300,173
2. 共済事業資産	5,527	11,988	(3) その他の経済事業負債	768,027	727,701
3. 経済事業資産	2,800,422	3,577,752	4. 設備借入金	164,600	131,250
(1) 経済事業未収金	1,543,028	1,678,833	5. 雑負債	386,131	350,182
(2) 経済受託債権	862,190	1,482,413	(1) 未払法人税等	45,873	33,827
(3) 棚卸資産	370,202	379,088	(2) 資産除去債務	105,151	105,151
購買品	353,466	363,702	(3) その他の負債	235,106	211,203
その他の棚卸資産	16,736	15,386	6. 諸引当金	1,855,683	1,455,511
(4) その他の経済事業資産	67,591	77,292	(1) 賞与引当金	175,832	134,598
(5) 貸倒引当金	△ 42,590	△ 39,875	(2) 退職給付引当金	1,679,850	1,320,913
4. 雑資産	763,604	651,282	負 債 の 部 合 計	198,188,358	199,917,743
5. 固定資産	3,764,172	3,613,823	(純資産の部)		
(1) 有形固定資産	3,748,357	3,599,583	1. 組合員資本	18,533,930	18,587,304
建物	8,380,912	8,415,352	(1) 出資金	3,883,459	3,818,709
機械装置	3,960,519	4,032,348	(2) 資本準備金	69,623	69,623
土地	1,080,391	1,080,575	(3) 利益剰余金	14,599,263	14,729,710
建設仮勘定	4,004	—	利益準備金	5,912,000	5,962,000
その他の有形固定資産	2,165,695	2,164,209	その他利益剰余金	8,687,263	8,767,710
減価償却累計額	△ 11,843,164	△ 12,092,901	特別積立金	2,015,199	2,015,199
(2) 無形固定資産	15,814	14,239	信用事業基盤整備強化積立金	2,430,000	2,460,000
6. 外部出資	15,993,454	15,993,460	肥料価格安定事業準備金	10,091	10,091
(1) 外部出資	15,993,454	15,993,460	教育基金積立金	560,000	560,000
系統出資	15,424,773	15,424,779	営農施設設置運営積立金	500,000	500,000
系統外出資	568,681	568,681	高齢者福祉事業運営積立金	500,000	500,000
7. 繰延税金資産	689,515	702,168	事業体制再編整備運営積立金	848,010	869,607
			税効果調整積立金	408,305	408,605
			経営安定化積立金	720,000	950,000
			当期末処分剰余金	695,656	494,206
			(うち当期剰余金)	(200,780)	(162,525)
			(4) 処分未済持分	△ 18,415	△ 30,738
			2. 評価・換算差額等	△ 2,673,291	△ 3,605,397
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 2,798,069	△ 4,153,440
			(2) 退職給与に係る調整累計額	124,778	548,043
			純 資 産 の 部 合 計	15,860,639	14,981,907
資 産 の 部 合 計	214,048,997	214,899,650	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	214,048,997	214,899,650

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	6年度 令和6年3月1日から令和7年2月29日まで			7年度 令和7年3月1日から令和8年2月28日まで		
1. 事業総利益			4,175,285			4,015,087
事業収益		11,008,812			11,418,740	
事業費用		6,833,527			7,403,652	
(1) 信用事業収益		1,403,939			1,824,536	
資金運用収益	1,289,255			1,710,784		
うち預金利息	785,619			1,071,326		
うち有価証券利息配当金	134,143			150,993		
うち貸出金利息	369,489			488,461		
うちその他受入利息	3			3		
役務取引等収益	89,767			96,284		
その他事業直接収益	3,317			—		
その他経常収益	21,599			17,467		
(2) 信用事業費用		304,386			602,182	
資金調達費用	101,896			400,916		
うち貯金利息	99,453			394,858		
うち給付補填備金繰入	158			212		
うちその他支払利息	2,285			5,845		
役務取引等費用	19,973			20,192		
その他事業直接費用	378			—		
その他経常費用	182,138			181,072		
うち貸倒引当金戻入益	△ 8,637			△ 30,042		
うち貸出金償却	2			—		
うちその他費用	190,773			211,115		
信用事業総利益			1,099,552			1,222,354
(3) 共済事業収益		1,132,691			1,160,160	
共済付加収入	1,047,236			1,073,143		
その他の収益	85,454			87,016		
(4) 共済事業費用		74,631			88,039	
共済推進費	52,254			66,724		
その他の費用	22,377			21,314		
共済事業総利益			1,058,059			1,072,121
(5) 購買事業収益		4,845,808			5,429,207	
購買品供給高	4,643,503			5,253,294		
購買手数料	136,307			131,135		
その他の収益	65,997			44,777		
(6) 購買事業費用		4,249,398			4,805,910	
購買品供給原価	4,084,362			4,629,584		
その他の費用	165,036			176,326		
うち貸倒引当金繰入額	—			△ 3,042		
うち貸倒引当金戻入益	△ 637			—		
うちその他費用	165,674			179,368		
購買事業総利益			596,410			623,297
(7) 販売事業収益		2,373,916			1,840,894	
販売品販売高	683,280			161,979		
販売手数料	739,629			651,673		
その他の収益	951,005			1,027,241		
(8) 販売事業費用		1,281,920			928,792	
販売品販売原価	630,757			122,638		
販売費	1,620			—		
その他の費用	649,541			806,154		
うち貸倒引当金繰入額	27			—		
うち貸倒引当金戻入益	—			△ 32		
うちその他費用	649,514			806,186		
販売事業総利益			1,091,995			912,102

(単位：千円)

科 目	6 年 度			7 年 度		
	令和6年3月1日から令和7年2月29日まで			令和7年3月1日から令和8年2月28日まで		
(9) 保管事業収益		59,667			53,830	
(10) 保管事業費用		34,825			42,442	
保管事業総利益			24,842			11,387
(11) 加工事業収益		12,526			10,330	
(12) 加工事業費用		11,058			9,491	
加工事業総利益			1,468			839
(13) 利用事業収益		684,366			545,639	
共同乾燥施設収益	384,947			367,448		
その他利用収益	299,419			178,190		
(14) 利用事業費用		587,553			558,043	
共同乾燥施設費用	338,474			354,839		
その他利用費用	249,079			203,203		
利用事業総利益（または損失△）			96,813			△ 12,403
(15) 宅地等供給事業収益		20,169			19,632	
(16) 宅地等供給事業費用		11,442			10,611	
宅地等供給事業総利益			8,726			9,021
(17) 福祉事業収益		562,342			553,256	
(18) 福祉事業費用		279,670			293,286	
福祉事業総利益			282,672			259,970
(19) 指導事業収入		15,974			15,729	
(20) 指導事業支出		101,229			99,331	
指導事業収支差額			△ 85,255			△ 83,602
2. 事業管理費			4,030,861			3,903,751
(1) 人件費		3,033,700			2,912,732	
(2) 業務費		273,332			290,827	
(3) 諸税負担金		141,757			144,496	
(4) 施設費		546,787			519,168	
(5) その他事業管理費		35,283			36,526	
事業利益			144,424			111,335
3. 事業外収益			158,149			141,018
(1) 受取雑利息		5,426			4,077	
(2) 受取出資配当金		76,734			74,195	
(3) 賃貸料		38,333			38,608	
(4) 償却債権取立益		3,177			4,022	
(5) 雑収入		34,476			20,115	
4. 事業外費用			31,668			30,298
(1) 寄付金		2,017			1,900	
(2) 雑損失		29,651			28,397	
経常利益			270,904			222,056
5. 特別利益			1,585			3,230
(1) 固定資産処分益		0			0	
(2) その他の特別利益		1,584			3,229	
6. 特別損失			28,991			18,891
(1) 固定資産処分損		22,965			5,955	
(2) 固定資産圧縮損		0			—	
(3) 減損損失		5,531			3,903	
(4) その他の特別損失		494			9,031	
税引前当期利益			243,498			206,394
(1) 法人税・住民税及び事業税		64,613			51,672	
(2) 法人税等調整額		△ 21,895			△ 12,653	
7. 法人税等合計			42,718			39,018
当期剰余金			200,780			167,376
当期首繰越剰余金			314,875			331,681
税効果調整積立金取崩額			180,000			—
当期末処分剰余金			695,656			499,057

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	6 年度	7 年度
	(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	243,498	201,544
減価償却費	360,197	360,961
減損損失	5,531	3,903
貸倒引当金の増加額	△ 28,165	△ 32,757
賞与引当金の増加額	△ 8,179	△ 41,234
退職給付に係る負債の増減額	50,256	64,327
信用事業資金運用収益	△ 1,302,263	△ 1,721,671
信用事業資金調達費用	101,896	400,916
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 82,161	△ 78,272
有価証券関係損益	10,068	10,886
固定資産売却損益	22,964	5,954
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	△ 929,648	△ 3,910,622
預金の純増減	9,999,999	999,999
貯金の純増減	△ 341,785	1,221,021
信用事業借入金の純増減	△ 6,022	△ 676
その他信用事業資産の増減	△ 136,608	△ 83,581
その他信用事業負債の増減	287,290	374,494
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減	18,777	124,946
その他共済事業資産の増減	4,563	△ 6,461
その他共済事業負債の増減	△ 4,807	18,579
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△ 527,621	△ 135,804
経済受託債権の純増減	△ 353,800	△ 620,222
棚卸資産の純増減	△ 31,822	△ 8,886
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 2,219	403,872
経済受託債務の純増減	95,352	△ 5,830
その他経済事業資産の増減	△ 4,444	△ 9,701
その他経済事業負債の増減	291,645	△ 40,325
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減	△ 182,273	112,322
その他負債の増減	5,124	△ 24,008
信用事業資金運用による収入	1,297,327	1,555,128
信用事業資金調達による支出	△ 71,071	△ 297,980
小 計	8,781,601	△ 1,159,175
雑利息及び出資配当金の受取額	82,161	78,272
法人税等の支払額	△ 97,008	△ 63,613
事業活動によるキャッシュ・フロー	8,766,754	△ 1,144,516
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,268,254	△ 2,288,664
有価証券の売却等による収入	315,327	
固定資産の取得による支出	△ 122,590	△ 141,962
固定資産の売却による収入	△ 59,111	△ 68,628
外部出資による支出	△ 630,000	—
外部出資の売却等による収入	0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,764,628	△ 2,499,255
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	△ 33,350	△ 33,350
出資の増額による収入	95,729	95,786
出資の払戻しによる支出	△ 159,255	△ 160,536
持分の取得による支出	△ 18,415	△ 30,738
持分の譲渡による収入	26,053	18,415
出資配当金の支払額	△ 31,278	△ 31,078
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 120,516	△ 141,501
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	6,881,608	△ 3,785,273
6 現金及び現金同等物の期首残高	8,949,140	15,830,749
7 現金及び現金同等物の期末残高	15,830,749	12,045,476

（８）連結注記表

【令和６年度】

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

- 連結の範囲に関する事項
連結される子会社 １社 はが野サービス株式会社
- 持分法の適用に関する事項
該当ありません。
- 連結される子会社の事業年度に関する事項
連結される子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- 連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結される子会社資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しています。
- 連結調整勘定の償却方法及び償却期間
当該事項はありません。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した利益処分にもとづいて作成しています。
- 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金となっています。

【継続組合の前提に関する注記】

継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

- 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券
ア．満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
イ．子会社株式・・・移動平均法による原価法
ウ．その他の有価証券
・時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法
 - 棚卸資産
ア．購買品（生産資材）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
イ．購買品（生活物資）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
[子会社：はが野サービス株式会社]
棚卸資産・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価引き下げの方法）
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っています。
 - 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。
[子会社：はが野サービス株式会社]
有形固定資産並びに無形固定資産は税法基準により償却しています。
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、今後１年間の予想損失額または今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間または３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - 外部出資等損失引当金
外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
 - 賞与引当金
職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。
 - 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
ア．退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
イ．数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。
[子会社：はが野サービス株式会社]
 - 貸倒引当金
貸倒引当金は決算手続要領に基づく必要相当額を計上しています。
 - 賞与引当金
社員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

③退職給付引当金

将来の退職給付債務支給額のうち、当期までに発生していると認められる額を基準として計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識する他、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

③利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

[子会社：はが野サービス株式会社]

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「―」と表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

③共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算に係る収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した減損損失 5,531千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「損益計算書に関する注記」の「2. 減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。

イ. 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 205,046千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は7,497,853千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	3,697,835千円	構築物	569,656千円	機械装置	3,022,546千円
車両運搬具	25,702千円	工具器具備品	130,738千円	土地	51,374千円

2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産

預金

6,452,050千円

- ・担保資産に対応する債務
為替決済に係る債務（上限） 6,450,000千円
公金取扱にかかる決済保証金 2,050千円
- 3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額
金銭債権の総額 9千円
金銭債務の総額 330,368千円
- 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額
金銭債権の総額 59,923千円
- 5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額
(単位：千円)

債 権 区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債	210,832
危険債権	169,849
要管理債権	—
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	380,682

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権
「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

【連結損益計算書に関する注記】

1. 子会社等との取引高の総額
- ①子会社等との取引による収益総額 7,534千円
 - うち事業取引高 417千円
 - うち事業取引以外の取引高 7,116千円
 - ②子会社等との取引による費用総額 30,194千円
 - うち事業取引高 30,194千円
2. 減損会計適用による固定資産の減損損失
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、すべて割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識しました。
減損損失の内訳は次のとおりです。

区分	資産名 場 所	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの 減損損失額（千円）	回収可能価額の 算定方法
一般 資産	すこやか大内 真岡市飯貝	営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	器具備品 214	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
遊休 資産	真岡第2 パッケージセンター 真岡市田町	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	土地 745	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
遊休 資産	二宮東部集荷場 真岡市鹿	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	建物 787	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
遊休 資産	市貝 パッケージセンター 市貝町大字市埴	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	機械装置 3,620	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
遊休 資産	芳賀第一選果場 芳賀町大字祖母井	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	建物 107 構築物 57	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
種 類 ご と の 合 計			建物 894 構築物 57 機械装置 3,620 器具備品 214 土地 745	
総 合 計			5,531	

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けている他、国債や社債等有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他の有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が622,668千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額の他市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	128,547,869	128,260,638	△287,231
有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	99,240	△760
その他有価証券	18,943,210	18,943,210	—
貸出金	40,489,216		
貸倒引当金	△162,538		
貸倒引当金控除後	40,326,678	40,174,221	△152,456
資産計	187,917,758	187,477,310	△440,447
貯金	191,773,142	191,235,702	△537,440
負債計	191,773,142	191,235,702	△537,440

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

②金融商品の時価の算定方法

ア. 資産

a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負債
a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	16,043,011

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	128,547,869	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	100,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	900,000	1,500,000	200,000	19,100,000
貸出金	3,584,562	2,839,826	2,909,637	2,326,890	2,372,914	26,153,346
合 計	132,132,432	2,839,826	3,909,637	3,826,890	2,572,914	45,253,346

(注) 1. 貸出金のうち当座貸越519,742千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等302,039千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	171,501,649	4,693,272	10,512,066	2,371,375	2,690,599	4,180

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	100,000	99,240	△760

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債 1,533,264	1,560,630	27,365
	社債 800,082	808,380	8,297
	小 計 2,333,346	2,369,010	35,663
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債 17,607,932	14,915,540	△2,692,392
	社債 1,800,000	1,658,660	△141,340
	小 計 19,407,932	16,574,200	△2,833,732
合 計	21,741,279	18,943,210	△2,798,069

なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却した債券

その他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	315,327	3,317	378

【退職給付に関する注記】

1. 退職給付債務の内容

①採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度、及び全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は659,886千円あり、今年度、退職給付掛金38,935千円を福利厚生費に計上しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,009,651千円
勤務費用	109,990千円
利息費用	16,028千円
数理計算上の差異の発生額	11,056千円
退職給付の支払額	△118,344千円
期末における退職給付債務	2,028,383千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	375,480 千円
期待運用収益	2,977 千円
数理計算上の差異の発生額	△59 千円
確定給付型年金制度への拠出金	18,981 千円
退職給付の支払額	△34,579 千円
期末における年金資産	362,800 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,028,383 千円
年金資産	△362,800 千円
未積立退職給付債務	1,665,583 千円
未認識数理計算上の差異	124,760 千円
貸借対照表計上額純額	1,790,343 千円
退職給付引当金	1,790,343 千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	109,990 千円
利息費用	16,028 千円
期待運用収益	△2,977 千円
数理計算上の差異の費用処理額	28,874 千円
合計	151,916 千円

⑥年金資産の主な内訳

一般勘定	100%
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

ア．割引率	0.797%
イ．長期期待運用収益率	0.775%

[子会社：はが野サービス株式会社]

採用している退職給付制度

簡便法により行っています。

2. 特例業務負担金

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 42,891 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、332,067 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	21,451 千円
賞与引当金	49,411 千円
未払事業税	3,194 千円
退職給付引当金	495,925 千円
減損損失	158,527 千円
貸付未収利息未計上	63,669 千円
その他の有価証券評価差額金	775,065 千円
その他	80,515 千円
繰延税金資産小計	1,644,759 千円
評価性引当額	△956,166 千円
繰延税金資産合計（a）	688,593 千円
繰延税金負債	
全農外部出資評価益（合併交付金）	△7,289 千円
繰延税金負債合計（b）	△7,289 千円
繰延税金資産の純額（a + b）	681,303 千円

②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳

法定実効税率	27.7%
（調 整）	
交際費等永久に損金に算入できない項目	4.2%
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△4.7%
住民税均等割等	3.2%
評価性引当額の増減	△13.9%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.3%

③当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和 9 年 3 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の 27.7%から 28.4%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 14,184 千円増加し、法人税等調整額は 14,184 千円減少します。

[子会社：はが野サービス株式会社]

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	740 千円
退職給付引当金	4,670 千円
賞与引当金損金	2,707 千円
未払事業税	388 千円
貸倒損失	5,794 千円
法定福利費	436 千円
未払実績奨励金	7 千円
繰延税金資産小計	14,746 千円
評価性引当額(回収懸念額)	6,534 千円
繰延税金資産合計 (a)	8,211 千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計 (b)	－千円
繰延税金資産の純額 (a + b)	8,211 千円
②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳	
法定実効税率	34.1%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入できない項目	0.0%
住民税均等割等	2.7%
評価性引当額の増減	△3.0%
過年度法人税等集積額	0.0%
その他	△15.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.1%

【収益認識に関する注記】

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【その他の注記】

1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

①当該資産除去債務の概要

当組合の賃貸施設の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、当該施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

当該施設は事業外賃貸資産にあたり、早期処分を前提としているため、支出までの見込期間及び割引率は考慮せず、単年で全額を計上しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	10,151 千円
有形固定資産の早期処分に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	－千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	105,151 千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記の施設に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

種別	使用目的	所在地
事務所	真岡支店敷地 ほか7ヶ所	真岡市中郷 ほか
カントリーエレベーター	中央カントリーエレベーター敷地 ほか1ヶ所	真岡市京泉 ほか
ライスセンター	大内ライスセンター敷地 ほか5ヶ所	真岡市飯貝 ほか
集荷場	芳賀一元集荷場敷地	芳賀町大字祖母井
農業倉庫	大内中央低温倉庫敷地 ほか2ヶ所	真岡市飯貝 ほか

【令和7年度】

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項
連結される子会社 1 社 はが野サービス株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
該当ありません。
3. 連結される子会社の事業年度に関する事項
連結される子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
4. 連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結される子会社資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しています。
5. 連結調整勘定の償却方法及び償却期間
当該事項はありません。
6. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した利益処分にもとづいて作成しています。
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金となっています。

【継続組合の前提に関する注記】

継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
ア. 満期保有目的の債券・・・・・・償却原価法(定額法)
イ. 子会社株式・・・・・・移動平均法による原価法
ウ. その他の有価証券
・時価のあるもの・・・・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等・・・・・・移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産
ア. 購買品（生産資材）・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
イ. 購買品（生活物資）・・・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

[子会社：はが野サービス株式会社]
棚卸資産・・・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価引き下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

[子会社：はが野サービス株式会社]
有形固定資産並びに無形固定資産は税法基準により償却しています。
3. 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 外部出資等損失引当金
外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
 - ③ 賞与引当金
職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。
 - ④ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
ア. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
イ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

[子会社：はが野サービス株式会社]
① 貸倒引当金
貸倒引当金は決算手続要領に基づく必要相当額を計上しています。

 - ② 賞与引当金
社員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
将来の退職給付債務支給額のうち、当期までに発生していると認められる額を基準として計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

③利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

[子会社：はが野サービス株式会社]

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「-」と表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

③共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算に係る収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した減損損失 3,903千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「損益計算書に関する注記」の「2. 減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。

イ. 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 172,135千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は7,494,163千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	3,718,164千円	構築物	564,710千円	機械装置	3,015,470千円
車両運搬具	23,354千円	工具器具備品	121,166千円	土地	51,296千円

2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産

預金 6,452,050千円

・担保資産に対応する債務

為替決済に係る債務（上限） 6,450,000千円

公金取扱にかかる決済保証金 2,050千円

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額
 金銭債権の総額 9千円
 金銭債務の総額 328,871千円
4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額
 金銭債権の総額 187,095千円
5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
 (単位:千円)

債 権 区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債	218,852
危険債権	123,576
要管理債権	—
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	342,428

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権
 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権
 「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 三月以上延滞債権
 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
5. 貸出条件緩和債権
 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

【連結損益計算書に関する注記】

1. 子会社等との取引高の総額
 ①子会社等との取引による収益総額 7,508千円
 うち事業取引高 452千円
 うち事業取引以外の取引高 7,056千円
 ②子会社等との取引による費用総額 28,382千円
 うち事業取引高 28,382千円
2. 減損会計適用による固定資産の減損損失
 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
 減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、すべて割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識しました。
 減損損失の内訳は次のとおりです。

区分	資産名 場 所	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの 減損損失額 (千円)	回収可能価額の 算定方法
一般 資産	すこやか二宮 真岡市久下田	営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	器具備品 土地 2,888 463	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
遊休 資産	旧すこやか茂木 茂木町大字増井	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	土地 26	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
遊休 資産	真岡第2 パッケージセンター 真岡市田町	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	土地 181	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
遊休 資産	二宮東部集荷場 真岡市鹿	回収可能額が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。	器具備品 342	正味売却価額を採用しています。時価は固定資産税評価額で算出しています。
種 類 ご と の 合 計			器具備品 土地 3,232 671	
総 合 計			3,3903	

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項
 ①金融商品に対する取組方針
 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や社債等有価証券による運用を行っています。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。
 また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金

利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が499,956千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	124,091,413	123,862,245	△229,167
有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	98,980	△1,020
その他有価証券	19,854,730	19,854,730	—
貸出金	44,399,839		
貸倒引当金	△132,495		
貸倒引当金控除後	44,267,343	43,934,804	△332,539
資 産 計	188,313,487	187,750,760	△562,726
貯金	193,309,781	192,677,353	△632,427
負 債 計	193,309,781	192,677,353	△632,427

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

②金融商品の時価の算定方法

ア. 資産

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Interest Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

バ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

シ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負債

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③市場価格のない株式等
市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	16,043,011

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

- ④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	124,090,3989	1,015	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	100,000	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	1,000,000	1,500,000	400,000	200,000	20,900,000
貸出金	3,706,198	3,218,460	2,628,238	2,653,719	2,115,528	29,815,540
合 計	127,796,596	4,319,476	4,128,238	3,053,719	2,315,528	50,715,540

(注) 1. 貸出金のうち当座貸越452,423千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等262,153千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	173,951,654	10,366,686	4,621,338	1,410,570	2,952,850	6,680

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

- ①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	100,000	98,980
			△1,020

- ②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	2,517,892	2,528,880
	社債	600,089	601,380
	小 計	3,117,982	3,130,260
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	18,790,246	14,798,370
	社債	2,099,941	1,926,100
	小 計	20,890,187	16,724,470
合 計	24,008,170	19,854,730	△4,153,440

なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

【退職給付に関する注記】

1. 退職給付債務の内容

- ①採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度、及び全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、下記のほか、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は637,924千円あり、今年度、退職給付掛金38,418千円を福利厚生費に計上しています。

- ②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,028,383千円
勤務費用	108,437千円
利息費用	29,859千円
数理計算上の差異の発生額	△407,933千円
退職給付の支払額	△90,543千円
期末における退職給付債務	1,668,203千円

- ③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	362,800千円
期待運用収益	3,003千円
数理計算上の差異の発生額	△11千円
確定給付型年金制度への拠出金	17,041千円
退職給付の支払額	△20,387千円
期末における年金資産	362,446千円

- ④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,668,203千円
年金資産	△362,446千円
未積立退職給付債務	1,305,756千円
未認識数理計算上の差異	548,025千円
貸借対照表計上額純額	1,853,782千円
退職給付引当金	1,853,782千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	108,437 千円
利息費用	29,859 千円
期待運用収益	△3,003 千円
数理計算上の差異の費用処理額	15,342 千円
合計	150,636 千円

⑥年金資産の主な内訳

一般勘定	100%
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

ア．割引率	2.226%
イ．長期期待運用収益率	0.827%

[子会社：はが野サービス株式会社]

採用している退職給付制度

簡便法により行っています。

2. 特例業務負担金

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 42,891 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、291,462 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	10,003 千円
賞与引当金	35,040 千円
未払事業税	2,522 千円
退職給付引当金	526,062 千円
減損損失	151,441 千円
貸付未収利息未計上	64,920 千円
その他有価証券評価差額金	1,150,502 千円
その他	82,231 千円
繰延税金資産小計	2,022,725 千円
評価性引当額	△1,321,593 千円
繰延税金資産合計（a）	701,132 千円
繰延税金負債	
全農外部出資評価益（合併交付金）	△7,473 千円
繰延税金負債合計（b）	△7,473 千円
繰延税金資産の純額（a + b）	693,658 千円

②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳

法定実効税率	27.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入できない項目	7.0%
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△5.8%
住民税均等割等	3.1%
評価性引当額の増減	△5.4%
適用税率変動による影響額	△8.2%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.2%

③当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和 9 年 3 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の 27.7%から 28.4%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）と法人税等調整額に対する影響額は軽微です。

[子会社：はが野サービス株式会社]

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	695 千円
退職給付引当金	5,082 千円
賞与引当金損金	2,647 千円
未払事業税	347 千円
貸倒損失	5,876 千円
法定福利費	427 千円
未払実績奨励金	4 千円
繰延税金資産小計	15,082 千円
評価性引当額（回収懸念額）	6,572 千円
繰延税金資産合計（a）	8,510 千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計（b）	－千円
繰延税金資産の純額（a + b）	8,510 千円

②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳	
法定実効税率	34.1%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入できない項目	0.0%
住民税均等割等	2.8%
評価性引当額の増減	0.3%
過年度法人税等集積額	△5.0%
適用税率変動による影響額	△11.7%
その他	△2.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.7%

【重要な後発事象に関する注記】

- 当組合は、2026年2月27日開催の理事会において、当組合が保有する有価証券の一部を売却することを決議し売却しました。
1. 有価証券売却の理由
資本効率の向上を図るため
 2. 有価証券売却の内容
(1) 売却銘柄：当組合保有の国債及び社債計8銘柄
(2) 売却時期：2026年4月14日
(3) 有価証券売却損 2,328,926千円
 3. 今後の見通し
上記の有価証券売却損につきましては、第6号議案「令和8年度事業計画の設定について」に織り込んでいます。

【収益認識に関する注記】

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【その他の注記】

1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

①当該資産除去債務の概要

当組合の賃貸施設の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、当該施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

当該施設は事業外賃貸資産にあたり、早期処分を前提としているため、支出までの見込期間及び割引率は考慮せず、単年で全額を計上しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	10,151千円
有形固定資産の早期処分に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	－千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	105,151千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記の施設に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

種別	使用目的	所在地
事務所	真岡支店敷地 ほか7ヶ所	真岡市中郷 ほか
カントリーエレベーター	中央カントリーエレベーター敷地 ほか1ヶ所	真岡市京泉 ほか
ライスセンター	大内ライスセンター敷地 ほか5ヶ所	真岡市飯貝 ほか
集荷場	芳賀一元集荷場敷地	芳賀町大字祖母井
農業倉庫	大内中央低温倉庫敷地 ほか2ヶ所	真岡市飯貝 ほか

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	6 年度	7 年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	69,623	69,623
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	69,623	69,623
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	14,430,761	14,599,263
2 利益剰余金増加高	200,780	162,525
当期剰余金	200,780	162,525
3 利益剰余金減少高	32,278	32,078
配当金	32,278	32,078
4 利益剰余金期末残高	14,599,263	14,729,710

確 認 書

- 1 私は、当ＪＡの令和７年３月１日から令和８年２月２８日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表（連結財務諸表を含む）作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - （１）業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - （２）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - （３）重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和８年６月２６日
はが野農業協同組合
代表理事組合長

渡辺 栄

(11) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額				(参考) 購買未収金
			担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	6 年度	210	119	22	68	210	59
	7 年度	218	125	50	42	218	56
危険債権 (B)	6 年度	169	22	59	87	169	7
	7 年度	123	14	24	84	123	6
要管理債権 (C)	6 年度	—	—	—	—	—	—
	7 年度	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—	—
	6 年度	—	—	—	—	—	—
	7 年度	—	—	—	—	—	—
小計 (D=A+B+C)	6 年度	380	142	81	156	380	67
	7 年度	342	140	75	126	342	62
正常債権 (E)	6 年度	40,141					437
	7 年度	44,115					695
合 計 (D+E)	6 年度	40,522					504
	7 年度	44,458					758

(注) 注記については、単体の開示内容 (P. 43) をご参照ください。

(12) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	6 年度	7 年度
信用事業	経常収益	1,403	1,824
	経常利益	67	58
	資産の額	190,032	190,349
共済事業	経常収益	1,132	1,160
	経常利益	50	40
	資産の額	5	11
農業関連事業	経常収益	7,007	6,794
	経常利益	122	94
	資産の額	19,208	19,630
生活その他事業	経常収益	1,551	1,658
	経常利益	22	17
	資産の額	4,802	4,907
営農指導事業	経常収益	15	15
	経常利益	7	6
	資産の額	—	—
計	経常収益	11,111	11,453
	経常利益	270	217
	資産の額	214,048	214,899

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和8年2月末における連結自己資本比率は、21.53%（前年度 20.41%）となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資 3,818 百万円（前年度 3,883 百万円）によっています。なお、全額コア資本に係る基礎項目に算入しています。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な連結自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより連結自己資本の充実に努めています。

(1) 連結自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	6 年 度	7 年 度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,502	18,568
うち、出資金及び資本準備金の額	3,953	3,888
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	14,599	14,729
うち、外部流出予定額 (△)	31	19
うち、上記以外に該当するものの額	△ 18	△ 30
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	6
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	6
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	18,509	18,574
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) の額の合計額	11	10
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	10
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	11	10
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	18,497	18,564
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	82,372	85,121
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	8,227	1,072
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	90,599	86,194
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	20.41%	21.53%

- (注) 1. 連結自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比し、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 連結自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		6 年度			7 年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット	現金	918	—	—			
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,179	—	—			
	我が国の地方公共団体向け	7,805	—	—			
	地方公共団体金融機構向け	201	20	0			
	我が国の政府関係機関向け	701	70	2			
	地方三公社向け	—	—	—			
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	129,324	25,864	1,034			
	法人等向け	1,801	810	32			
	中小企業等向け及び個人向け	3,184	980	39			
	抵当権付住宅ローン	782	248	9			
	不動産取得等事業向け	268	247	9			
	三月以上延滞等	361	184	7			
	取立未済手形	14	2	0			
	信用保証協会等保証付	26,701	2,647	105			
	共済約款貸付	—	—	—			
	出資等	1,040	1,040	41			
	（うち出資等のエクスポージャー）	1,040	1,040	41			
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—			
	上記以外	24,757	50,253	2,010			
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—			
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の 対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	16,358	40,897	1,635			
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る エクスポージャー）	693	1,734	69			
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—			
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連 調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—			
	（うち上記以外のエクスポージャー）	7,705	7,621	304			
	証券化	—	—	—			
	（うち S T C 要件適用分）	—	—	—			
	（うち非 S T C 適用分）	—	—	—			
	再証券化	—	—	—			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—			
	（うちルックスルー方式）	—	—	—			
	（うちマンドート方式）	—	—	—			
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—			
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—			
	（うちフォールバック方式）	—	—	—			
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった ものの額（△）	—	—	—			
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	217,042	82,372	3,294			
	C V A リスク相当額 ÷ 8%	—	—	—			
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—			
	信用リスク・アセットの額の合計額	217,042	82,372	3,294			
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク 相当額を 8% で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を 8% で除して得た額	所要自己資本額		
		a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
		8,227	329				
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
		a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
		90,599	3,623				

(注) 注記については、単体の開示内容（P. 48）をご参照ください。

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	6 年度			7 年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金				748	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け				21,357	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け				—	—	—
国際決済銀行等向け				—	—	—
我が国の地方公共団体向け				7,129	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け				—	—	—
国際開発銀行向け				—	—	—
地方公共団体金融機構向け				201	20	0
我が国の政府関係機関向け				701	70	2
地方三公社向け				—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				125,065	25,094	1,003
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）				—	—	—
カバード・ボンド向け				—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）				1,902	861	34
（うち特定貸付債権向け）				—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け				2,117	787	31
（うちトランザクター向け）				58	26	1
不動産関連向け				2,181	867	34
（うち自己居住用不動産等向け）				1,434	306	12
（うち賃貸用不動産向け）				741	557	22
（うち事業用不動産関連向け）				5	3	0
（うちその他不動産関連向け）				—	—	—
（うちADC向け）				—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等				—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）				339	188	7
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				—	—	—
取立未済手形				25	5	0
信用保証協会等による保証付				30,453	3,024	120
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付				—	—	—
共済約款貸付				—	—	—
株式等				1,040	1,040	41
上記以外				26,045	53,161	2,126
（うち重要な出資のエクスポージャー）				—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）				—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）				17,371	43,429	1,737
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）				706	1,765	70
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）				—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）				—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）				7,966	7,966	318
証券化				—	—	—
（うちSTC要件適用分）				—	—	—
（うち短期STC要件適用分）				—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）				—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）				—	—	—
再証券化				—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				—	—	—
（うちルクスルー方式）				—	—	—
（うちマンドート方式）				—	—	—
（うち蓋然性方式250%）				—	—	—
（うち蓋然性方式400%）				—	—	—
（うちフォールバック方式）				—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)				—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計				219,309	85,121	3,404
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）				—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー				—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額				219,309	85,121	3,404
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式・標準的方式＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b=a×4%		a	b=a×4%	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b=a×4%		a	b=a×4%	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
	a	b=a×4%		a	b=a×4%	
				86,194	3,447	

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

項 目	6年度	7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		1,072
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		42
BI		715
BIC		85

(注) 注記については、単体の開示内容 (P. 50) をご参照ください。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 7) をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

単体の開示内容 (P. 51) をご参照ください。

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

項 目		6 年度				7 年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債権	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債権	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農 業	394	394	—	—	627	627	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	151	151	—	—	136	136	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	900	—	900	—	900	—	900	—
	運輸・通信業	965	59	901	59	1,064	57	1,001	57
	金融・保険業	146,689	1,406	903	—	143,377	2,419	903	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	659	12	—	—	654	8	—	—
	日本国政府地方公共団体	26,984	7,805	19,179	—	28,487	7,129	21,357	—
	上記以外	300	—	—	—	377	—	—	—
	個 人	30,754	30,712	—	272	34,240	34,195	—	259
	その他	9,242	—	—	—	9,443	—	—	—
業種別残高計		217,042	40,542	21,884	332	219,309	44,574	24,163	317
	1 年以下	124,998	674	—	—	119,785	721	—	—
	1 年超 3 年以下	2,645	1,635	1,009	—	4,165	1,530	2,634	—
	3 年超 5 年以下	4,423	2,688	1,735	—	3,339	2,740	599	—
	5 年超 7 年以下	3,950	2,348	1,601	—	3,696	2,195	1,501	—
	7 年超 10 年以下	5,753	5,555	198	—	11,115	8,592	2,523	—
	10 年超	44,125	26,786	17,339	—	45,038	28,133	16,905	—
	期限の定めのないもの	31,146	854	—	—	32,167	659	—	—
	残存期間別残高計	217,042	40,542	21,884	—	219,309	44,574	24,163	—
	平均残高計	188,600	39,976	21,572	—	190,367	43,782	22,607	—

(注) 注記については、単体の開示内容 (P. 51) をご参照ください。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	6 年度					7 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	7	6	—	7	6	6	6	—	6	6
個別貸倒引当金	230	198	19	209	200	200	168	4	196	168

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		6 年度						7 年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	18	—	—	18	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	54	49	—	52	51	—	51	49	—	51	49	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食 サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		156	149	19	137	149	0	149	118	4	144	118	—
業種別計		230	198	19	209	200	0	200	168	4	196	168	—

(注) 注記については、単体の開示内容 (P. 52) をご参照ください。

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円・%)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	0	—	0	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	21	—	21	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	7	—	7	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	0	—	0	—	0	10%
我が国の政府関係機関向け	10～20	0	—	0	—	0	10%
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	125	—	125	—	25	20%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	1	—	1	—	0	45%
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2	0	1	0	0	40%
（うちトラランザクター向け）	45	—	0	—	0	0	45%
不動産関連向け	20～150	2	—	2	—	0	40%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	1	—	1	—	0	21%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	0	—	0	—	0	78%
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	0	—	0	—	0	70%
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	0	0	0	0	0	111%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	0	—	0	—	0	20%
信用保証協会等による保証付	0～10	30	—	30	—	3	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	1	—	1	—	1	100%
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	26	—	26	—	53	204%
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	17	—	17	—	43	250%
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	0	—	0	—	1	250%
（うち親株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち親株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	7	—	7	—	7	100%
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	85	—

⑦ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を
 勘案した後のエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																					
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計									
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21												21									
外国の中央政府及び中央銀行向け																						
国際決済銀行等向け																						
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計								
我が国の地方公共団体向け	7													7								
外国の中央政府等以外の公共部門向け																						
地方公共団体金融機構向け			0											0								
我が国の政府関係機関向け			0											0								
地方三公社向け																						
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計								
国際開発銀行向け																						
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計							
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	124		0											0	125							
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）																						
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計						
カバード・ボンド向け																						
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%	その他	合計					
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	0		1														1					
（うち特定貸付債権向け）																						
	100%			150%			250%			400%			その他			合計						
劣後債権及びその他資本性証券等																						
株式等									1								1					
	45%			75%			100%			その他			合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け			0			0								1			1					
（うちトラランザクター向け）			0														0					
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	0							0										0	1		1	
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%		その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け											0						0				0	0
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計			
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け			0																		0	0
	60%					その他					合計											
不動産関連向け うちその他不動産関連向け																						
	100%				150%				その他				合計									
不動産関連向け うちADC向け																						
	50%				100%				150%				その他				合計					
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）			0				0				0				0							0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																						
	0%			10%			20%			100%			その他			合計						
現金			0																			0
取立未済手形										0												0
信用保証協会等による保証付						30											0					30
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																						
共済約款貸付																						

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高
(単位：百万円)

項 目		6 年度			7 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0 %	—	28,390	28,390			
	リスク・ウェイト 2 %	—	—	—			
	リスク・ウェイト 4 %	—	—	—			
	リスク・ウェイト 10 %	—	27,376	27,376			
	リスク・ウェイト 20 %	300	131,575	131,875			
	リスク・ウェイト 35 %	—	625	625			
	リスク・ウェイト 50 %	1,501	724	2,226			
	リスク・ウェイト 75 %	—	399	399			
	リスク・ウェイト 100 %	—	9,020	9,020			
	リスク・ウェイト 150 %	—	75	75			
	リスク・ウェイト 200 %	—	—	—			
	リスク・ウェイト 250 %	—	17,052	17,052			
	その他	—	—	—			
リスク・ウェイト1250%を適用する残高		—	—	—			
計		1,801	215,241	217,042			

(注) 注記については、単体の開示内容 (P. 55) をご参照ください。

⑨ 資産 (オフ・バランス取引等含む) 残高等リスク・ウェイト区分内訳表
(単位：百万円・%)

リスク・ウェイト区分	7 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	188	—	—	188
40%～70%	2	0	10%	2
75%	0	0	10%	0
80%	—	—	—	—
85%	0	—	—	0
90%～100%	0	0	10%	0
105%～130%	0	—	—	0
150%	0	0	10%	0
250%	1	—	—	1
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	0	10%	0
合計	193	0	10%	192

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J A のリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J A のリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 55) をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	6 年度		7 年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—		
我が国の政府関係機関向け	—	—		
地方三公社向け	—	—		
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—		
法人等向け	—	—		
中小企業等向け及び個人向け	52	2,554		
抵当権付住宅ローン	—	147		
不動産取得等事業向け	—	—		
三月以上延滞等	—	—		
中央清算機関関連	—	—		
上記以外	—	104		
合 計	52	2,805		

(注) 注記については、単体の開示内容 (P. 56) をご参照ください。

(単位：百万円)

区 分	6 年度		7 年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け			—	—
我が国の政府関係機関向け			—	—
地方三公社向け			—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)			—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け			33	1,425
自己居住用不動産等向け			2	1,384
賃貸用不動産向け			—	—
事業用不動産関連向け			—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)			—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			—	—
証券化			—	—
中央清算機関関連			—	—
上記以外			—	—
合 計			35	2,810

(注) 注記については、単体の開示内容 (P. 57) をご参照ください。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

連結グループにかかるCVAリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 57) をご参照ください。

(8) マーケット・リスクに関する事項

連結グループにかかるマーケット・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 57) をご参照ください。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理体制を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 57）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理体制を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 58）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	6 年度		7 年度	
	連結貸借対照表上	時価評価額	連結貸借対照表上	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	15,993	15,993	15,993	15,993
合 計	15,993	15,993	15,993	15,993

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは連結貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

6 年度			7 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

6 年度		7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

6 年度		7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

項 目	6 年度	7 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P. 60）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

区 分	△E V E		△N I I	
	前期末	当期末	前期末	当期末
上方パラレルシフト	1, 202	1, 037	152	152
下方パラレルシフト	—	—	—	—
スティープ化	1, 510	1, 304		
フラット化	—	—		
短期金利上昇	—	—		
短期金利低下	381	257		
最大値	1, 510	1, 304	152	152
	前期末		当期末	
自己資本の額	18, 497		18, 564	

【役職員の報酬等】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の支払総額及び支払方法について

令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、報酬は所定日に指定口座への振り込みにより支払っています。

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度
理 事	58,554	58,600
監 事	15,225	15,300
合 計	73,779	73,900

(注) 対象役員は、理事26名、監事7名です。(期中に退任した者を含む)

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

役員報酬は、各役員に支払う報酬総額の最高限度額を総代会にて決定しています。その範囲内において、理事各人別の報酬額は理事会で、監事各人別の報酬額は監事会の協議によって決定しています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議委員会(組合員等から選出された委員7人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

2. 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当J Aの職員及び当J Aの連結子法人の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、該当する者はいません。

(注) 1. 職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2. 「連結子法人」とは、当J Aの連結子法人のうち、当J Aの連結総資産に対して3%以上の資産を有する会社をいいます。

3. 「同等額」は、令和7年度に当J Aの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

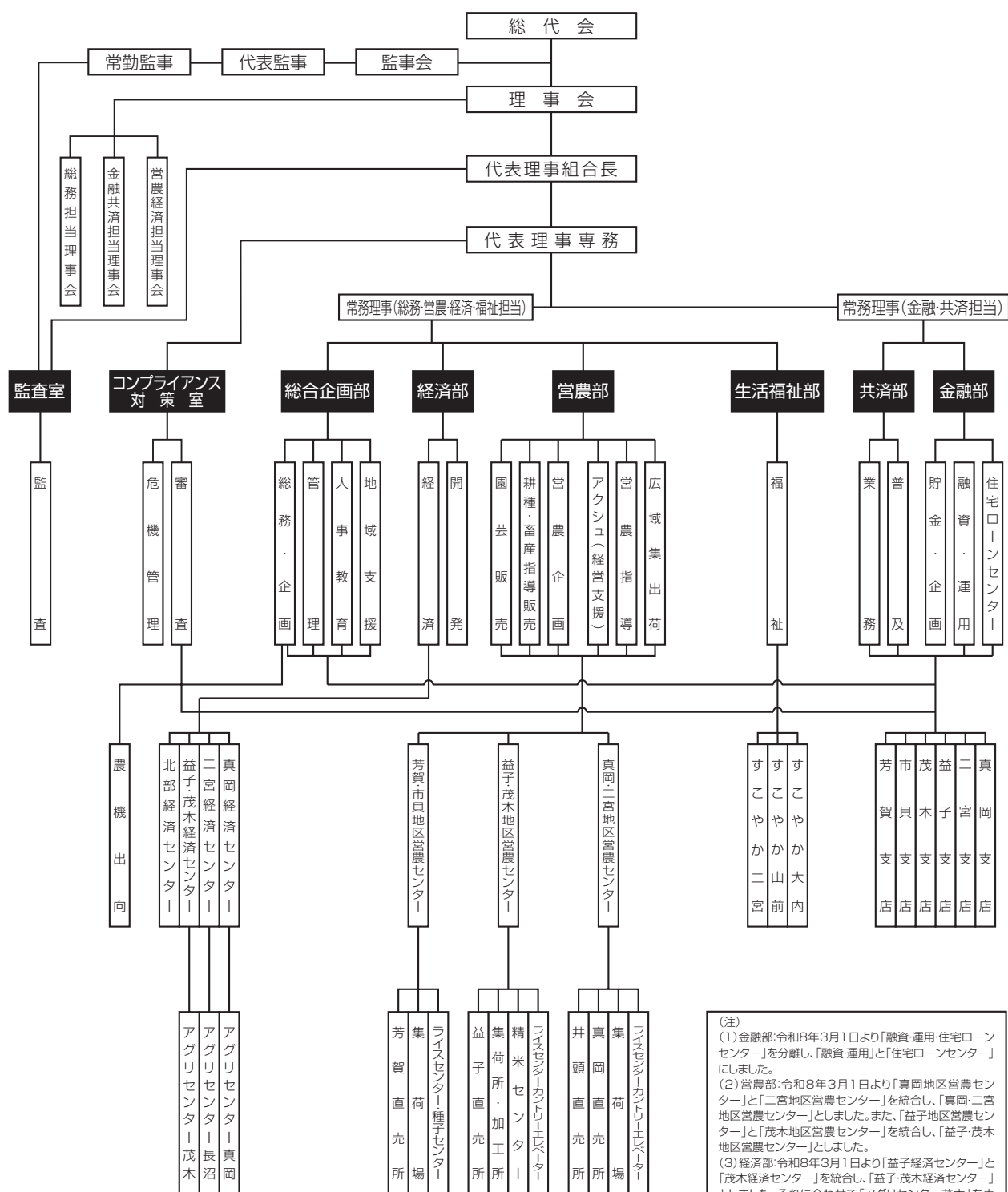
3. その他

当J Aの対象役員及び職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。

【 J A の概要】

1. 機構図

組織機構図（令和8年3月1日現在）



(注)
 (1) 金融部:令和8年3月1日より「融資・運用・住宅ローンセンター」を分離し、「融資・運用」と「住宅ローンセンター」にしました。
 (2) 営農部:令和8年3月1日より「真岡地区営農センター」と「二宮地区営農センター」を統合し、「真岡・二宮地区営農センター」としました。また、「益子地区営農センター」と「茂木地区営農センター」を統合し、「益子・茂木地区営農センター」としました。
 (3) 経済部:令和8年3月1日より「益子経済センター」と「茂木経済センター」を統合し、「益子・茂木経済センター」としました。それに合わせて「アグリセンター・茂木」を表記しました。
 (4) 生活福祉部:令和8年4月1日より市貝町指定管理者が変更となったので、「すこやか市貝」を削除しました。

2. 役員構成（役員一覧）

（令和8年6月現在）

区 分			氏 名	就任年月日	任期満了年月日	摘 要
役職名	常勤 非常勤の別	代表権 の有無				
代表理事組合長	常 勤	有	渡辺 栄	令和7年5月28日	令和10年通常総代会終了時	実務精通者、認定農業者
代表理事専務	〃	有	飯山 克則	〃	〃	実務精通者、認定農業者
常務理事	〃	無	金田 寿夫	〃	〃	実践的能力者で総務・営農・経済・福祉専任
常務理事	〃	〃	山川 久雄	〃	〃	実践的能力者で金融・共済専任
会長理事	非常勤	〃	国府田 厚志	〃	〃	J A 栃木中央会会長
理 事	〃	〃	高橋 利通	〃	〃	営農経済福祉担当、実践的能力者
〃	〃	〃	赤羽 正行	〃	〃	総務担当、認定農業者
〃	〃	〃	小林 由明	〃	〃	金融共済担当、認定農業者
〃	〃	〃	松本 佳規	〃	〃	営農経済福祉担当、認定農業者
〃	〃	〃	白滝 佳人	〃	〃	総務担当、認定農業者
〃	〃	〃	高橋 真一	〃	〃	金融共済担当、認定農業者
〃	〃	〃	添野 勝則	〃	〃	営農経済福祉担当、認定農業者
〃	〃	〃	鈴木 保	〃	〃	総務担当、認定農業者
〃	〃	〃	小玉 貴浩	〃	〃	金融共済担当、認定農業者
〃	〃	〃	田中 淳哉	〃	〃	営農経済福祉担当、認定農業者
〃	〃	〃	藤島 光一	〃	〃	総務担当、実践的能力者
〃	〃	〃	浅羽 昌徳	〃	〃	金融共済担当、認定農業者
〃	〃	〃	大坪 崇	〃	〃	営農経済福祉担当、実践的能力者
〃	〃	〃	高木 哲男	〃	〃	総務担当、実践的能力者
〃	〃	〃	薄根 定男	〃	〃	金融共済担当、認定農業者
〃	〃	〃	小池 俊男	〃	〃	営農経済福祉担当、実践的能力者
〃	〃	〃	小林 幸一	〃	〃	総務担当、実践的能力者
〃	〃	〃	戸祭 元広	〃	〃	金融共済担当、実践的能力者
〃	〃	〃	小島 敬子	〃	〃	営農経済福祉担当、女性理事、認定農業者に準ずるもの
〃	〃	〃	谷口 和美	〃	〃	総務担当、女性理事、認定農業者に準ずるもの
〃	〃	〃	小林 慶子	〃	〃	金融共済担当、女性理事、認定農業者に準ずるもの
監 事	〃	－	堀江 雄一	〃	〃	代表監事
〃	常 勤	－	小島 和子	〃	〃	実践的能力者で常勤監事、女性監事
〃	非常勤	－	青山 宗市	〃	〃	
〃	〃	－	秋山 洋	〃	〃	
〃	〃	－	櫻井 弘美	〃	〃	
〃	〃	－	関口 斗央	〃	〃	
〃	〃	－	小林 茜	〃	〃	J A 栃木中央会職員、員外監事、女性監事

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和8年2月末現在） 所在地：東京都港区芝

4. 組合員数

（単位：人、団体）

区 分	6 年度	7 年度	増 減
正組合員	14,548	14,350	△198
個 人	14,478	14,266	△212
法 人	70	84	14
准組合員	4,986	5,072	86
個 人	4,818	4,907	89
法 人	168	165	△3
合 計	19,534	19,422	△112

5. 組合員組織の状況

（単位：人）

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
青 壮 年 部	164	し い た け 部 会	18
女 性 会	1,295	花 卉 部 会	35
園芸特産連絡協議会	44	和 牛 部 会	13
畜産連絡協議会	13	養 豚 部 会	6
い ち ご 部 会	500	春 菊 部 会	56
な す 部 会	166	に ら 部 会	92
ト マ ト 部 会	43	レ タ ス 部 会	7
メ ロ ン 部 会	12	こ ん に や く 部 会	9
梨 部 会	86	ブ ロ ッ コ リ ー 部 会	14
		ア ス パ ラ ガ ス 部 会	20

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

7. 店舗等のご案内

（令和7年6月現在）

店舗名	住 所	電話番号	A T M設置台数
本 店	〒321-4303 真岡市八条 95	0285-83-7725	A T M 0 台
真岡支店	〒321-4308 真岡市中郷 219-1	0285-84-6611	A T M 2 台
二宮支店	〒321-4521 真岡市久下田 1710-1	0285-74-0020	A T M 2 台
益子支店	〒321-4217 益子町益子 1994-5	0285-72-3246	A T M 2 台
茂木支店	〒321-3564 茂木町増井 33-2	0285-63-1105	A T M 2 台
市貝支店	〒321-3423 市貝町市塙 1226	0285-68-1311	A T M 1 台
芳賀支店	〒321-3307 芳賀町祖母井南 1-2-1	028-677-0080	A T M 2 台

いのち
愛・生命そして未来へ



栃木県真岡市八条95番地

TEL:0285-83-7701



**LINE公式
アカウント**



お得な情報の他
施設臨時稼働などを
リアルタイムで配信！

**公式
ホームページ**



イベント情報や
営農情報等を
随時配信！